北海道小学校長会 第4回理事研修会

令和3年12月1日-12日

Do! Syo! 教育情報



1201 道通

1207 道通

令和4年12月13日 配信

教育制度・教育行政 教育改革について

子)	(目前及・教育1)以一教育以中にプリー	
	● <giga スクール構想関連=""></giga>	
1	小中学校の通信回線増強へ	1203 内外
2	1人1台で広がる学び③ 情報活用能力発揮へ 他者と協働、解決図る授業を	1206 日教
2	●<働き方改革・教員確保・教員育成>	
1	小規模校は複数校で教員運用(22年度導入の教科担任制)道教委方針	1203 道新
2	道教委 小学校教科担任の人材確保 採用数見通し公表へ 小規模校は複数校単位検討	1206 道通
3	教員業務支援員(ことば・ワンポイント)	1203 内外
4	欠席連絡が電話、ネットで 24 時間可能なシステム導入	1206 日教
5	『新たな教師の学びの姿』への期待と疑問は?	1206 教資
6	3年度小学校専科指導教員 107 校増の 398 校に加配 道教委 児童理解等で効果	1207 道通
7	教員の残業代判決、評価は、識者に聞く	1207朝日
8	道教委 教員・管理職・大学向け 学校での活用 動画で 新たに教員育成指標ガイド	1210 道通
3	●<中教審・予算・子ども庁など>	
 1	スポーツ庁 部活動地域移行で 指導要領見直し必要 第3期基本計画中間報告案	1201 道通
2	こども政策有識者会議が報告書 基本法制定など盛る こども庁創設へ方針策定	1201 道通
3	こども庁に4権限、首相の直属機関に 他省庁へ勧告も 基本方針判明	1203 朝日
4	<社説> こども庁 理念実現への道は遠い	1212 道新
4	●<学び・教育課程・小中一貫>	
<u> </u>	義務教育学校 大きな成果は「学力の向上」求められる関係者の柔軟な姿勢や対応	1204 日教
2	指導力向上 教師のワザ 色チョークの使い方	1206 読売
3	新学習指導要領 現場での生かし方(玉置 崇) 子どもの事実を基に振り返ること	1206 教資
4	檜山管内 全国学力調査の平均正答率 小学校 14 管内で最高 厚沢部 全教科全国平均超え	1210 道通
5	●<学校安全・その他>	
<u> </u>	名札 校外では外す…個人情報や防犯意識の高まり	1211 読売
2	コロナ下の教室、工夫で「広く」…廊下で授業・面積広がる机	1211 読売
3	教科書会社、文科省に反発「現代の国語」にあえて小説、第一学習社の採用冊数1位	
6	●<道内・札幌の話題>	

1 道 ケアラー支援条例素案 意見反映へ環境整備を 支援計画策定なども施策 1201 道通

3 札幌市芸術文化財団がコンサート 一流の音楽を楽しむ 小学校132校の6年生 1202 道通

2 札幌市教委 小・中リニューアル 5年度に7校改修へ 整備期間は2ヵ年程度

4 道教育振興会・道退職校長会が教育会議 連携には説明・発信を

- 5 札幌市 4年度予算要求概要 新規に給食費公会計化 初の義務教育学校へ経費も 1209 道通
- 6 札幌市教委 4年度学校教育重点の方向性 学びのススメ活用を 包括的重点に新たに位置付け 1210 道通
- 7 札幌市教委 幼小中教育課程研究協 学習指導改善・充実に 1210 道通

7 子どもに関すること

1 「才能児」教育で基本方針 選抜せず、個々に対応 1206日教

2 特異な才能のある児童・生徒への支援策「ある」教委6%

1206 日教

8 危機管理について・教職員に関すること

_			
	1	愛知の中3刺殺 凶行の予兆なかったか <社説>	1202 道新
	2	愛知・中3刺殺事件、見えぬ動機 周囲は「予兆」気づかず	1204朝日
	3	いじめの認知を考える	1203 内外
	4	淫行で男性教諭を懲戒免職 道教委	1204 道新
	5	教科書採択情報 提供依頼か…東京書籍社員、元校長らに	1208 読売
	6	修学旅行で校長が 1 泊 13 万円のスイート宿泊 教委「上乗せない」	1208朝日
	7	「2年前の対応で女子生徒救えた」 旭川中2死亡で今津市長	1208 道新
	_		>++-

8 いじめ調査結果「来年2月までに報告を」 母ら市長に申し入れ 旭川中2死亡 1210道新

9 小1いじめで第三者委 稚内市教委、近く設置へ 1209道新

g 新型コロナウイルス関連記事

1 コロナワクチン、5~11歳接種「努力義務」賛否…厚労省分科会 1206 読売 2 子どもの接種、揺れる親 5~11歳、長期的影響は? 1211 道新 3 コロナ禍の運動会、小学生は考えた 中小路徹 1211 朝日

10 その他

- 1 道中 教育課程に関する調査研究 9割が主体的学び重点 ポストコロナ見据え大幅改革 1202 道通
- 2 第73回全連小研究協議会 危機管理などテーマに実践報告 1203 内外
- 3 コロナ下での情報発信やコミュニティスクール活用した防災教育などを実践報告 1206 日教

1 ●<GIGA スクール構想関連>

1 小中学校の通信回線増強へ

1203NG

●文部科学省は、小中学校で使用する通信回線を増強する方向で検討に入った。公立小中学校で1人 1台の情報端末が配布されたことで、本格化するオンライン授業に対応するのが目的。政府の経済 対策の一つとして、2021年度補正予算案に関連費用を盛り込む方向で調整している。

文科省の7月末時点の調査によると、全国の市区町村などの96・1%で1人1台端末の整備が完了している。新型コロナウイルスの感染拡大の「第5波」では、一部自治体で児童生徒の密集を避けるため、分散登校やオンライン授業を実施。しかし、オンライン授業への参加でアクセスが集中すると、通信障害が生じるなどの課題が報告されている。文科省は、感染拡大時にはオンライン授業を積極的に活用し、学習を継続するよう求めている。感染の「第6波」も懸念される中、通信環境の改善を急ぐ必要があると判断した。

文科省は現在、大学や国の研究機関が利用する高速インターネット回線の小中学校での利用に向け、モデル校での実証実験を行っている。一般の回線とは分離した教育機関専用の回線を導入している自治体もあることから、増強の仕方について検討を進める考えだ。

2 1人1台で広がる学び③ 情報活用能力発揮へ 他者と協働、解決図る授業を 1206n

●木村 明憲 桃山学院教育大学講師

GIGA スクール構想に伴い、小・中学校の現場に児童・生徒1人1台のタブレット端末が導入され、さまざまな教育活動で活用され始めている。学校現場では、先生方の努力と創意工夫から、日常の授業が ICT を活用した子ども主体の授業へと変化し始めていることがうかがえる。

しかし、授業で子ども一人一人がタブレット端末を活用すれば、必ず新学習指導要領が目指す「主体的・対話的で深い学び」が実現するわけではない。ただ、<u>タブレット端末を活用することにより、今まで以上に子どもの主体性を促し、子ども同士の対話を促進する授業が実施しやすくなることは間違いない。</u>それは、タブレット端末が、授業で学んだ情報を際限なく記録し、それらの情報に容易にアクセスすることができることや、端末同士がつながり、互いの考えをオンライン上で共有することができる特性を有しているからである。

しかし、タブレット端末がこのような特性を持っていても、子どもにその特性を生かしながら 学ぶ力である「情報活用能力」が育成されていなければ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に は至らない。また、教師も、子どもが身に付けた情報活用能力を発揮しながら学ぶ授業・単元を 構築して実施しなければ、それらの実現には及ばない。

それでは、育成された情報活用能力を発揮し、主体的・対話的に深く学ぶ授業とはどのような授業なのだろうか。<u>まず一つは、子どもが単元を見通し、学習の計画を立て、課題の解決に向かって自ら学習を進める授業である。</u>このような授業は、情報活用能力の「学びに向かう力・人間性等」に関連する資質・能力を育成・発揮する。一つの単元が始まる時間に、子どもが自らの学習計画を作成し、課題を解決するための方法(ICT機器やアプリケーションなど)や時間配分を決める。子どもが作成する学習計画も ICTを使って学習を管理する。カレンダーや to do リストなどのアプリケーションを活用することも、自ら学習を進めようとする意欲を高めるだろう。そして、その後の授業では、自らが作った学習計画を確認しながら学びを進めることが、主体的に深く学ぶ授業につながるのである。

<u>もう一つは、課題の解決に向け、他者と協働しながら学ぶ授業である。</u>これは、情報活用能力の「思考力・判断力・表現力等」に関連する資質・能力を育成・発揮する。具体的には、単元を貫く課題を導き出し、その解決に向け、子どもがICTを活用しながら情報を収集、整理・分析し、まとめ・表現していく探究的な授業である。

このような授業では、子どもは課題の解決に向けて、収集した情報をタブレット端末内で共有し、協働で整理・分析したり、ICTを活用して自らの考えを表現し、他者に伝えたりする。その際に、身

に付けた情報活用能力を発揮しながら学ぶことが対話的に深く学ぶことにつながっていくのである。

そして、このように、情報活用能力を育成・発揮する授業が、児童の主体的・対話的な学びの 姿を引き出し、深い学びの実現につながるのである。

2 ●<働き方改革・教員確保>

- 1 小規模校は複数校で教員運用 22年度導入の教科担任制 道教委方針 1203H
- <u>倉本博史道教育長は3日の道議会一般質問で、2022年度から小学5、6年生に導入予定の教科担任制の教員について、道内の小規模校では地域内の複数校で一体的に運用する考えを明らかにした。</u>

教科担任制は中学や高校のように、教科別の教員(専科教員)が指導。質の高い授業で児童の理解を深め、学級担任の負担を減らす狙い。外国語、算数、理科、体育で導入を目指す。

道教委は、小学校の専科教員の専門性を担保するため、該当する教科について中学か高校の免許 取得を要件とする。また、大規模校と小規模校で専科教員1人当たりの授業数が異なるため、複数 の小規模校を受け持つことで業務量を平準化し、人材を有効活用する。

倉本教育長は「地域や学校の実情に応じ、教科担任制の円滑な推進に向けて取り組んでいきたい」と述べた。自民党・道民会議の桐木茂雄氏(釧路管内)への答弁。

2 道教委 小学校教科担任の人材確保 採用数見通し公表へ 小規模校は複数校単位検討 1206DT

●道教委の倉本博史教育長は、令和4年度の小学校教科担任制導入に向け、新たに中長期的な採用教 員数の見通しを公表する考えを示した。教員採用選考検査の日程や会場の在り方を見直すほか、小 規模校で効果的な活用を図るため複数校を単位とする手法も検討する。

3日の4定道議会一般質問で、桐木茂雄議員(自民党・道民会議)の質問に答えたもの。

国は4年度から、算数、理科、体育、外国語の4教科で小学校高学年の教科担任制の導入を計画 しており、4ヵ年で約8800人の教職員定数の改善を試算。文部科学省の4年度予算概算要求で は約2000人を試算している。

倉本教育長は、従来の大規模校に加えて小規模校でも教科担任制を効果的に活用できるよう、地域内の複数の小学校を単位とした方法を検討していることを伝え、「地域や学校の実情に応じた円滑な推進に向けて取り組んでいく」との考えを示した。

なお、学校教育法施行規則では学校の適正規模を $12\sim18$ 学級と定めており、11学級未満が小規模校に該当する。

さらに、採用数の中長期的な見通しを策定・公表するほか、教員採用選考検査の日程・会場の見直しを検討し、定数配置への対応を図っていくとした。

このほか、教職を目指す大学生が教職のやりがいを体感できる草の根教育実習、高校生を対象と する教員養成セミナーなどの取組の拡充、学校の働き方改革の推進を通して「教職の魅力向上と発 信に努め、教員の確保に取り組んでいく」と述べた。

3 教員業務支援員(ことば・ワンポイント) 1203NG

●小中学校などで教員の業務を助ける会計年度任用職員。文部科学省は、スクールーサポートースタッフという呼称で配置経費の一部を補助してきたが、今年8月、学校教育法施行規則を改正し、新たな名称と職務内容を定めた。配置を促して事務作業などの分担を進め、教員が児童生徒への指導に注力しやすいようにする。

改正した施行規則では、教員業務支援員を「教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する」と定義。改正に際しての通知で、主な職務として▽学習プリントや家庭向け文書など資料の印刷や配布準備▽採点業務の補助▽来客や電話への対応▽行事や式典の準備補助▽各種データの人力や集計▽掲示物の張り替え▽資料の整理ーを例示した。

中央教育審議会(文科相の諮問機関)は、教員の長時間労働是正に向け、2019年1月の答申で、

学校や教員が引き受けてきた代表的業務 14 種を①基本的には学校以外が担うべき業務②学校の業務 だが必ずしも教師が担う必要のない業務③教師の業務だが負担軽減が可能な業務―に分類した。教 員業務支援員は、主に③のうち、教育内容の判断に関わらない業務を行う。

新型コロナウイルスの感染が拡大した 20 年度、校内の消毒作業の従事者としてスクールーサポート・スタッフが注目されたが、本来、教員の恒常的な業務を支援する役割がある。文科省は、法令上に位置付け、重要性を教育委員会が認識し、配置が進むことを期待する。従前からの独自名称を使い続けることもできる。

文科省は、18年度から「補習等のための指導員等派遣事業」の一環で、教員業務支援員のような人員の配置を支援している。義務教育段階の公立校への配置経費の3分の1を国が補助し、都道府県や政令指定都市が3分の2を負担する仕組み。基本的に資格要件はなく、幅広い人材を充てられる。

22 年度概算要求では、103億円を計上した。5学級以下で成る小規模校を除けば、公立小中学校に1人ずつ配置できる想定。21年度予算額39億円からの大幅な増額要求だ。

この他、改正した施行規則では、情報通信技術(ICT)環境の整備や活用を進めるため、従来のICT支援員も「情報通信技術支援員」と名付けた。

1206n

4 欠席連絡が電話、ネットで24時間可能なシステム導入

●東京・墨田区の小・中学校 : 東京都墨田区では9月から、電話やインターネットで24時間欠席 連絡ができるシステムを区内の全小・中学校で導入している。保護者は専用の電話番号に電話する か、専用ホームページにアクセスすることで連絡できる。電話の場合は音声ガイダンスが対応。日 本語の他、英語と中国語、スペイン語があり、各家庭で設定できる。このようなシステムを導入し たのは都内で初めてだという。

今回導入したのは「COCOO」というシステム。台風などの自然災害や新型コロナウイルス感染症などのときに、保護者と即時にやりとりをしたいという学校の声を受け、導入を決めた。個人情報保護の観点から、連絡帳による欠席連絡が不安だという保護者の声も後押しとなった。

欠席だけでなく遅刻や早退、その理由も連絡できる。他にも、学校行事などのスケジュール共有も可能だ。

同教委の担当者は、「墨田区は外国籍の家庭が多く、特に中国籍が多い。中国語を話せる教職員は多くないので、対応しているのは助かる」と述べる。

また「今回のシステムは、アプリではなく、多様な方法で連絡でき、それが一括管理できるのが優れている」と評価。「家庭によってはパソコンやスマートフォンを持っていないこともある。アプリのみでの対応になると、そのような家庭を取りこぼしてしまう。しかし、今回のシステムは電話にも対応しているので、より広い範囲をカバーできる」と話した。

5 『新たな教師の学びの姿』への期待と疑問は? 1206KS

● 「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方が中央教育審議会の特別部会で論議されているが、 「審議まとめ」案に対する意見募集の結果が 11 月 15 日の会合で公表された。主な意見では、教員 免許更新制の「発展的解消」や臨時的任用教員への研究機会の確保などに賛同の意見が寄せられた 一方、「教師の学び」が目標管理されたり、可視化しやすい授業テクニックの向上のための研修への 懸念の声も上がった。

◆免許更新制は発展的解消へ

意見募集の結果は、「新たな教師の学びの姿」、研修受講履歴の記録管理など、現職研修の充実にむけた国の指針改正、「新しい姿」の高度化を支える仕組み、教員免許更新制の発展的解消などのテーマごとに整理された。

このうち、教員免許更新制の見直しについては、「大変、有り難い」「人材確保や多忙化等の負担 の面からも廃止すべき」と、発展的解消の方針について賛成の意見が多かった。 これに対し、保護者からは「評判が悪いことをよく聞くが、更新制がそれまで無かったこと自体が非常に驚き」という意見があった。「更新内容の見直しは結構だが、制度の存続を望む」という意見もあった。

一方で、「2022 年度受講該当者の受講は任意とし、不利益を生じないように対応措置を講ずべき。この制度によって免許状が失効、失職した者についても何らかの救済措置があってしかるべき」「制度がなくなると分かっていて 2022 年度に更新講習を受けなければならないのはおかしい」などの意見もあった。

◆「三つの仕組み」への意見は

「審議まとめ」案は、新たな教師の学びの姿の「高度化」を支える仕組みとして①学習コンテンツの質保証②学習コンテンツを適切に整理・提供するプラットフォーム③学んだことの証明-についても言及している。このうち、学習コンテンツの質保証のための審査や認証にあたって「学びの多様性が損なわれるような審査であってはならない」と留意点を指摘したことに賛同する意見があった。また、「プラットフォーム」の中に全国の学校や教師、生徒も含めて共同研究」できる仕組みや全国の人が誰でも教材やアイデアなどを投稿し活用できる仕組みを作ると良い、などの提案があった。

さらに、「オンラインでの研修を積極的に導入してほしい」などの要望のほか、「優良」と認められたコンテンツは、国などから受講者数に応じて年度末に補助金が支給されるなど、何らかの仕組みをぜひ考慮してほしいという声もあった。一方で、「eラーニング教材などの質保証のためには、何らかの認証制度が必要だが、過度に煩雑な認証手続とすると、良質の教材の作成や講習の提供を阻害する懸念がある」「教員が自腹で研修を受ける必要がないことを明記してほしい」などの意見があった。

◆新たな教師の学びの姿

「審議まとめ」案では、新たな教師の学びの姿について、「現場の経験」や「成果の可視化」について賛同する意見があった。

「日常的な教育活動・実践こそ最良な「研修」。教師への信頼を前提に、教師の学びを広くとらえ、他の研修とともに「現場の経験や校内における教員相互の学び合い、各校における自主的な研修も重視してほしい」「各自の設定した目標を個人内にとどめるのではなく、可能な限り学校内で共有し、見える化していくことが、教師同士の学び合いを活性化させることにつながる」などが代表的なもの。

一方で、「子どもの成長・発達に資するための研修という位置付けが極めて弱い」「教師の学びが 目標管理され、深い学びのない短期間で可視化できる授業テクニックの向上などの研修に終始する ことを懸念する」などマイナスの指摘もあった。

◆広報用の資料も作成

文科省では、「審議まとめ」案の内容について、広く理解をしてもらうため、代表的な 10 の質問 と回答を広報資料として作成し、この日の会合でも配布した。この中で、「新たな教師の学びの姿」 について、次のように説明している。

- O「審議まとめ」案では、教師の学びについてどのような在り方が望ましいのか、基本的なところまで 遡って検討し、「新たな教師の学びの姿」を明らかにしました。新たな教師の学びの姿は、高度な専門職である教師にふさわしい主体的な姿勢の尊重、学びの内容や、例えば「現場の経験」を重視した 学びなどスタイルの多様性の重視などを鍵としつつ、主に以下のような内容を含んでいます。
- O「Society5.0 時代」の到来など、大きな変化が生じている中で、教師は常に学び続けていくことが必要であり、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという主体的な姿勢が教師には求められます。このため、一人一人の教師が安心して学ぶことができる姿の実現を目指しています。
- ○教師自身が、強みを伸ばすことができるよう、個性に即した個別最適な学びに加え、知識技能の 修得だけではなく、教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていくため、協働的な教師の 学びも重視しています。
- ○教師が、学校管理職などと積極的に対話したり、研修の奨励を受けながら、身に付けたい知識技能に関する目標に基づき、自らの学びを振り返るなど、体系的・計画的に学びを進められる仕組みづくりを目指しています。
- ○質の高い学習コンテンツをワンストップ的に提供するプラットフォームを構築するなど、教師が

学びを深めることができるシステムの構築を目指しています。また、校内研修や授業研究のみならず、学校における様々な機会や場面を、教師の学びとして捉えていくことを目指しています。

○学びの成果を可視化することによって、個人の学ぶ意欲を喚起するとともに、特定の事項に秀で た教 師の発掘や、校務分掌の決定などに積極的に活用していくことも意図しています。

このほか、「新たな教師の学びの姿」によって、さらに多忙化が進むのでは、という疑問については、「こうした姿を実現するために学校における働き方改革を進めていくことが重要」「職務としての研修は勤務時間内に行われることが前提」「対話と奨励のプロセスが学校管理職などに過度の事務負担を求めることにならないよう留意しつつ、制度設計を進めていきます」と回答している。

6 3年度小学校専科指導教員 107校増の398校に加配 道教委 児童理解等で効果 1207DT

●<u>道教委は、札幌市を除く道内小学校における国の専科指導の加配状況をまとめた。本年度は5教科で前年度より107校多い延べ398校に加配。配置校からは児童の学習意欲の向上や学級担任の</u>負担軽減による業務改善、児童理解など指導面での効果も報告されている。

文部科学省は平成24年度から、小学校における専科指導教員の加配を開始。道内では理科専科の6校に始まり、25年度に体育、26年度に外国語、30年度に算数、令和2年度から国語を対象教科に追加した。

小学校専科指導に関する加配校数

本年度の加配校数は、5 教科の合計で延べ398 校となり、前年度と比べ107 校増加。

教科別では、**外国語が 185 校で 32 校増、理科が 111** 校で 51 校増と大きく増加した。

配置校からは専門的で効果的な授業によって児童の学習意欲や学力が向上し、「負担が軽減された時間を教材研究などの業務に充てることができた」「時間外在校等時間が月45時間を上回る教員がいなくなった」など業務改善の効果が報告されている。

\	国語	理科	算数	外国語	体育	計
H 24	0	6	0	0	0	6
H 25	-0	14	0	. 0	12	26
H 26	0	14	0	3	34	51
H 27	0	19	0	3	39	61
II 28	0	21	0	5	43	69
H 29	0	26	0	5	45	76
H 30	0	22	2	52	48	124
R 1	0	29	2	95	54	182
R 2	10	60	2	153	66	291
R 3	21	111	15	185	66	398

外国語専科の配置校からは、「"英語の授業が楽しい"と回答した児童が9割となった」「"授業が効果的だった"と回答した保護者が8割を超えた」と成果を報告。

理科専科では、教材教具の整備による実験での安全や安心の確保、児童の意欲・関心の向上など が挙げられた。

このほか、複数の教師がかかわることで多角的な児童理解や心のケア、いじめの未然防止など指導面の成果も報告された。

7 教員の残業代判決、評価は 識者に聞く

1207a

- ●公立学校教員の残業代をめぐる訴訟で、10月1日にさいたま地裁が出した判決について、専門家から賛否の声が出ている。原告の訴えは棄却されたが、裁判長が「教育現場の勤務環境の改善を切に望む」と付言したことなどから弁護団は「画期的な判決」と評価。一方、労災事件を扱う弁護士からは「悪影響が出る可能性すらある」と厳しい意見も出る。判決をどうみるか、3人の識者に聞いた。
- ■時間外労働を認定、前進 若生直樹氏(弁護団代表)

判決は、過去の判例と比べて前進したところがあり、その点を評価すべきです。

判決では、長時間の時間外労働があり、労基法に違反している状態にあると校長が認識していた場合には、注意義務違反があるとみなして、国家賠償法にもとづく賠償責任が生じることが示されました。これが、我々が「画期的な判決」と評価する部分です。

今回は残念ながら、賠償責任までは認められませんでした。ただ、最大月15時間と短いながら も、「1日8時間、週40時間」という労基法が定める労働時間を超える残業があったことを認定し ました。過去に公立教員が未払い賃金を求めた訴訟では、労基法上の時間外労働はないとされてき たので、明らかに前進したと言えます。

確かに、これまでも民間の労災訴訟などでは、長時間労働で体調を崩した場合、安全配慮義務違 反があったとして、賠償責任が認められてきました。今回の判決では、安全配慮義務違反まではい かないまでも注意義務違反があれば、国賠法上の賠償責任が認められる可能性が示されたと考えて います。裁判所が教育現場の実情を重く受け止め、付言でかなり踏み込んだ問題提起をしたこと も、積極的に評価すべきだと思います。

少なくとも、「教員を長時間働かせれば違法になりうる」ということを裁判所が認めました。長時間労働は、現場の教員がまさに直面している課題です。「この業務は労働時間になるか」ということをしっかりと現場レベルで分析して、教員も活発に議論ができるようになると思います。

一方、確かに課題も多かった判決かもしれません。どの程度長時間の時間外労働になれば違法性が認められるかが、よく分かっていないのは不十分な点です。厳しい判断基準にもとづいて、残業が労基法上の時間外労働に該当するかどうかの判断をしていることも不当だと考えています。実際に業務をしていたということは訴訟の中でも争いがなかったので、そこは労働時間であったと判断すべきだと考えています。

*わこう・なおき 1988年生まれ。今回の公立小教員残業代訴訟の弁護団代表。労働問題の事件を主に扱う。埼玉弁護士会所属。

■「公立教員は特殊」違和感 佐々木亮氏(弁護士)

教員の労災認定訴訟や残業代請求訴訟にも悪影響が出る可能性があるので、とても評価できる判決ではありません。一番問題だと考えるのは、月給の4%分を支払う代わりに公立教員の残業を原則認めない給特法が想定しているような、「古い教師の働き方の議論」を前提に議論を進めていることです。

判決では、勤務時間外に行った業務について、校長の指揮命令の下にあったと見なせるかどうかを一つずつ判断しています。ただ、その判断の前提がおかしなものになっています。

例えば、自発的に業務に取り組む職務の特殊性や、長期休業がある勤務形態の特殊性を強調し、「一般労働者と同じような厳密な労働時間管理はなじまない」としている点です。

最近、タイムカードを導入する私立学校が増えています。公立校の教員だけ特殊とする前提には 違和感を覚えます。

さらに、「教員の自主的で自律的な判断に基づく業務と、校長の指揮命令に基づく業務とが渾然 (こんぜん) 一体となっており、これを正確に峻別(しゅんべつ) することは困難」としている点 もひどいです。教員の労働時間管理は長時間労働を防ぐための一番大事なポイントなのに、この指 摘はそれを怠っている校長に免罪符を与えることにもなりかねません。

実際に判決では、こうした前提で労働時間とみなすかどうかの判断をしているため、労災認定訴訟などで当たり前のように認められている業務が労働時間として認められていない。教室の整理整頓、授業参観の準備、小テストの採点などです。

一方、弁護団が、労使協定を結ばないまま見過ごされてきた時間外労働について、労基法に違反するかどうかという当たり前のことを正面から裁判で問いかけ、労基法の制限を超えた労働があったことと、その時間数を裁判所に認定させたことは評価できる点です。

また、付言とはいえ、裁判所が給特法の見直しにまで言及したのは評価されてよいと思います。 すぐに教員の働き方が改善されるわけではないですが、改善につなげるための運動には良い影響が あったと思います。

*ささき・りょう 1975年生まれ。労働事件を多く手がける。ブラック企業被害対策弁護団代表。著書に「武器としての労働法」。

■給特法 見直す追い風に 小川正人氏(東大名誉教授)

判決の内容は給特法の旧来の枠組みから出るものではなく失望が大きい半面、裁判長が給特法を「教育現場の実情に適合していない」と付言で述べたことは、評価すべきだと考えます。ただ、実際に制度の改善につながるかは不透明です。

今回の訴訟は、2019年の給特法改正前に提訴したこともあり、直近の法令改正の趣旨を踏まえているとは言いがたいものです。給特法では、職員会議、修学旅行など4業務(超勤4項目)を除き、教職員には原則、時間外労働をさせてはならないとされています。その結果、逆に4項目以外の残業は「自発的な活動」とみなされ、時間外労働として認められてきませんでした。

この反省の上に立ち、19年に給特法が改正されました。超勤4項目以外の「自発的な残業」とされてきた業務も管理職が把握すべき「在校等時間」とされ、学校外での業務の時間なども管理の対象になりました。こうした勤務時間は月45時間以内に抑えるようにすることが、文部科学省の指針で示されています。

しかし今回の判決では、こうした議論を踏まえずに原告の勤務時間の多くを分析していました。 無理に狭い範囲で業務を「自発的なもの」などと判断してしまっていて、大問題です。

一方で判決は付言で、給特法と教員の労働環境のずれを政府や行政がどうにかすべきであるとも述べています。給特法見直しを進める追い風になるでしょう。来年度に文科省は、3回目の教員の勤務実態調査を行います。給特法を見直すか否かが国会で政治マターになるでしょう。重要なのは、政府が財源をどれだけ確保できるかによるということです。

公立教員の給料に上乗せされている「教職調整額」の割合を4%から上げるにしても、給特法を 廃止して時間外勤務への割増賃金を支払うにしても、私の試算では、指針が示す超過勤務の上限4 5時間分に見合うようにするには約7千億~1兆数千億円規模のお金が必要です。政府と政治は給 特法をどう見直して改善を図っていくか、その知恵を問われているといえます。

*おがわ・まさひと 1950年生まれ。専門は教育行政学。文部科学相の諮問機関・中央教育審議会で給特法見直しの議論をまとめた。

■判決の主な内容

- ・教員の職務は特殊で、厳密な労働時間管理はなじまない
- ・教員の自発的な業務と校長の指揮命令による業務は混然一体で、正確に分けることは困難
- ・教職員給与特措法(給特法)の下では、教員には残業代は支払われない
- ・校長の指揮命令の下、日常的に長時間の時間外労働があるなどした場合には、国家賠償法上の 賠償責任が生じる
- ・法定労働時間を超えた時間外労働があった
- 「給特法はもはや教育現場の実情に合っていない」と付言

8 道教委 教員・管理職・大学向け 学校での活用 動画で 新たに教員育成指標ガイド 1210DT

●<u>道教委は、北海道における教員育成指標活用ガイドを新たに作成した。教員育成指標の概要、学校</u>での活用事例などを動画で解説。記載された QRコードで該当する YouTube のページにアクセスできる。

道内における教員育成指標は平成29年に策定。本道教育を担う人材を育成するため、養成を担う大学関係者と採用や研修を担う教育委員会等が一貫性をもって取り組むための基本姿勢を示すもの。

道教委は、指標を活用して「計画的・系統的な一体的な教員育成」「教員一人ひとりの資質・能力の振り返りおよび目標設定」などの取組を積極的に推進しており、31年には管理職版の育成指標を追加した。

各学校で育成指標の趣旨への理解を深め、一層の活用を図るため、活用ガイドを新たに作成。育成指標の概要、求められる教員像とキーとなる資質・能力、キャリアステージなどを動画で紹介している。

育成指標の説明は、教員・管理職・大学向けの3種類を用意。自己目標の設定・振り返りなど学校における具体的活用方法のほか、道内の学校・大学における活用事例も掲載した。

このほか、自己診断シートや研修講座一覧などの参考資料も紹介している。

3 ●<中教審・予算・子ども庁など>

1 スポーツ庁 部活動地域移行で 指導要領見直し必要 第3期基本計画中間報告案 1201DT

●スポーツ庁は、第3期スポーツ基本計画中間報告素案をまとめた。部活動の地域移行を見据え、学習指導要領における位置づけを見直す必要性を記載。小学校高学年の体育専科教員の配置促進、幼児のスポーツ実施の現状把握や評価の在り方の検討など、今後の施策や目標を示した。

11月29日のスポーツ審議会スポーツ基本計画部会(第10回)で示したもの。スポーツに関する国の施策の指針となるもので、計画期間は令和4年度から8年度までの5年間。

新たな3つの視点として①スポーツを"つくる・はぐくむ"②"あつまり"、スポーツを"ともに"行い、"つながり"を感じる③一人も取り残さないスポーツへの"アクセス"の確保一のもと、今後の施策を示している。

部活動改革に関連する内容をみると、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言をもとに運動部活動改革を着実に推進することを目標に掲げ、国においては部活動の地域移行を踏まえた学習指導要領における位置づけの見直しを図るほか、一般開放を前提とした学校施設の整備、運動・スポーツ指導者の相互派遣など関係団体との連携・協力の促進を挙げている。

子ども・若者の運動習慣確立に向けては、1週間の運動時間が60分未満の割合を小学生5%以下、中学生7%以下とする目標を設定。卒業後も運動やスポーツをしたい児童生徒の割合を小学生90%以上、中学生80%以上を目指すとした。

そのための施策として、アスリートのセカンドキャリアや中学校保健体育教員を活用した小学校 高学年の体育専科教員の配置促進、幼児期における運動遊びの充実や幼児のスポーツの実施状況の 把握・評価の在り方の検討などを挙げている。

障害者のスポーツ実施率向上を掲げ、若年層(7~19歳)のスポーツ実施率を50%程度、1年に1度スポーツを実施する障害者の割合を65%程度と設定。スポーツ市場を拡大し、現在の市場規模5・5兆円から令和7年度までに15兆円に拡大することを目指すとした。

部活動の地域移行に関して出席者からは、運動部活動の指導者に何らかの資格取得を義務付けること、経済・地域格差に起因することのない運動機会の確保を記載するよう求める声があった。

今後、12月のスポーツ審議会総会で中間報告案を決定し、パブリックコメントを経て答申案を 作成。4年3月の決定を目指す。

2 こども政策有識者会議が報告書 基本法制定など盛る こども庁創設へ方針策定 1201DT

●こども政策の推進にかかる有識者会議は11月29日、岸田文雄首相に会議の報告書を手渡した。 子どもに関するすべての政策の基本となる仮称・こども基本法の制定を盛り込み、関係省庁に必要な勧告 を行う機能の検討を記載。今後、報告書をもとにこども庁創設に向けた基本方針をまとめる見通し。

報告書では、こども政策の基本理念として「子どもの視点、子ども当事者の視点に立った政策立案」など6項目、今後取り組むべき政策の柱として「すべての子どもが健やかに安全・安心に成長できる環境の提供」など3項目を提示。児童虐待、貧困や自殺対策、居場所や多様な体験活動の機会づくり、安全を確保する環境整備、こころのケアの充実に向けた施策を示した。

乳幼児における教育の重要性から子どもの成長・子育てに関する指針の作成や就学前教育・保育 施設における教育・保育の質の向上などを挙げている。

政策を進める共通基盤として仮称・こども基本法の制定を掲げ、政策の企画・立案過程において 子どもの意見を聴取する仕組みづくりや、子どもの視点に立って政策を監視・評価し、関係省庁に 必要な勧告を行う機能を検討する必要性を示した。

政府は今後、報告書をもとに基本方針を作成。来年の通常国会に関連法案を提出し、令和5年度 のこども庁の創設を目指すとしている。

1203a

●政府が今月閣議決定する子ども政策の基本方針について、原案の内容が明らかになった。司令塔と なる「こども庁」は首相の直属機関と位置づける。子ども政策に関してほかの大臣にも勧告し、そ の後の対応策の説明を求める権限や、首相に意見する機能も持たせるとした。閣議決定に向けた与 党との協議では、こども庁の強い権限が論点の一つになる見込みだ。

政府が今月閣議決定する子ども政策の基本方針について、原案の内容が明らかになった。司令塔 となる「こども庁」は首相の直属機関と位置づける。子ども政策に関してほかの大臣にも勧告し、 その後の対応策の説明を求める権限や、首相に意見する機能も持たせるとした。閣議決定に向けた 与党との協議では、こども庁の強い権限が論点の一つになる見込みだ。

原案によると、こども庁は2023年度のできる限り早い時期に発足させる。

内閣府の外局に位置づけ、首相の直属機関とする。各省庁より「一段高い立場」から、子どもや 若者支援、少子化への対処について一元的に企画、政策立案、総合調整を行うとしている。

司令塔としての機能を発揮できるよう、こども庁の担当相には、他省庁の閣僚や首相に対して四 つの権限があるとしている。各省の閣僚に「資料提出や説明を求める」「勧告する」「勧告を受けて 取った措置について報告を求める」といった権限を持つ。首相には「勧告した事項に関し、意見で きる」権限を持つ。

また、こども庁の担当相は教育政策や雇用政策にも関与する。こども庁の設置に伴い、統合され る内閣府の子ども・子育て本部と厚生労働省の子ども家庭局などは廃止する。これらの部局の職員 を転任させて、こども庁の定員増をめざす。

こども庁は具体的に三つの部門から構成。「成育部門」では妊娠や出産をめぐる支援や、就学前の 子どもに関わる政策を担う。就学前の施設としては幼稚園、保育所、認定こども園を所管する。文 部科学省の所管のままとなる幼稚園は双方で協議して対応する。

もう一つの「支援部門」では貧困や虐待、不登校といった様々な問題に直面する子どもや家庭 へ、行政の側から積極的にはたらきかける「アウトリーチ型支援」などを担当する。このほか「企 画立案・総合調整部門」も設ける。(久永隆一)

■こども庁についての政府原案のポイント

- ◆首相直属で内閣府の外局とし、担当大臣とこども庁長官を置く
- ◆内閣府の「子ども・子育て本部」と厚生労働省の「子ども家庭局」は廃止する。職員はこども庁 に転任させ、さらに定員増をめざす
- ▶「成育部門」「支援部門」「企画立案総合調整部門」の3部門体制にする
- ◆教育を担う文部科学省と密接に連携する
- ◆子ども政策にからんでほかの大臣に対して、(1)資料の提出や説明を求め、(2)勧告し、(3) 勧告を受けて取った措置の報告を求める権限と、(4)首相に意見できる権限を持つ
- ◆2022年の通常国会にこども庁関連法案を出し、23年度の早い時期に創設
- ◆子ども政策のための安定財源を確保する
- ◆子どもや若者の意見、子育て当事者の意見が政策に反映されるよう取り組む

4 <社説>こども庁 理念実現への道は遠い 1212HS

●子ども関連政策を一元的に担う「こども庁」について、政府は年内に基本方針を閣議決定し、来年 の通常国会へ設置法案を提出する予定だ。2023年度内の設置を目指している。

子どもの貧困、虐待、少子化といった対応を急ぐべき課題は山積している。社会保障政策は高齢 者重視と言われてきただけに、子どもに目を向ける意義は大きい。

だが内実が伴うのか疑問だ。

複数の省庁にまたがる所管を統合し、行政の「縦割り打破」につなげる構想だった。だが、肝心 の保育と幼児教育などで政策一元化の目標は骨抜きになった。

効果もはっきりしない。単なる組織いじりでは自治体などの現場が混乱しかねず、理念の実現は おぼつかない。内容が中途半端なまま法案提出を急ぐべきではない。

こども庁については、政府の有識者会議が先月、「子ども政策を政府の最重要課題として強力に推進すべきだ」との報告書をまとめた。制度や組織の壁を越える切れ目ない支援の実現を掲げる。

内閣府の外局として専任閣僚を置くほか、他省庁に勧告する権限を与える案が検討されている。 厚生労働省が持っている保育や児童虐待、障害児と、内閣府の少子化対策や子どもの貧困の部局 をこども庁に移管する方針だ。

一方、<u>文部科学省の多くの部局は手付かずのままになりそうだ。専門性の高い義務教育を文科省</u>が所管するのは妥当と言えよう。

ただ<u>幼児教育も従来通り文科省が担うのはどうか。機能が似ている幼稚園、保育所、認定こども</u> 園は幼保一元化の進展に向け、こども庁が所管することに合理性があるのではないか。

また児童虐待でしばしば問題になる警察と児童相談所の連携には、こども庁はどう関与するのか。 今後の制度設計に当たっては、実務を担う自治体や関係機関から入念にヒアリングする必要があ る。その上で課題解決につながるよう留意することが欠かせない。

こども庁は菅義偉前政権の下で浮上し、当初は22年度中の設置を目指していた。

岸田文雄首相も引き継いだものの、関係省庁の調整の難航などから設置時期は先送りされた。政権での優先度は低下している。

欧州の先進国に比べて、<u>日本の子ども関連政策への公的支出は低水準にとどまっている。</u> 子どもや子育て当事者を真に支えるためには、予算拡充こそ最優先するべきだ。

4 ●<学び・教育課程・小中一貫>

1 義務教育学校 大きな成果は「学力の向上」求められる関係者の柔軟な姿勢や対応 1204n

- ●中標津計根別学園: 北海道中学校長会の令和3年度第63回研究大会宗谷・稚内大会(9月24日)
 で、道内の義務教育学校の先駆けとして、平成28年度に開校した中標津町立計根別(けねべつ)学園の村上玄一郎校長が、これまでに取り組んできた小中一貫教育の実践の成果と課題について研究報告した。
- ◆大きな成果として挙げるのは「学力向上」。

「全国学力・学習状況調査では、中1ギャップを経験していない子ども(6年次に義務教育学校に在籍していた子ども)の成績が6年次と9年次を比較したときに、大きく伸びているから。本校では6年次に算数・国語ともに全国平均あたりだった子どもたちが9年次には全国トップの県の平均を超えるようになった」

「このような成果が出た大きな要因は6年生から7年生への一貫した教育の接続だと言える。中学校進学により、担当の教師が全員代わり、大きく変わる生活に慣れるためには、数カ月が必要である。本校は4・3・2制を導入し、5年生以上では全教科で教科担任制を行い、定期テストも5年生で算数・国語、6年生で算数・国語・理科・社会を行い、定期テストへ向けた学習計画づくりも後期課程の教師のアドバイスを受け、作成している」

「定期テストを受けた教科については、通知表に5段階評価を載せ家庭に知らせ、家庭とともに中1ギャップを乗り越えている」―等々。

その結果、「学力向上以外の成果としても、不登校の減少、いじめ撲滅への意識向上など教師・保護者・地域が実感できる成果が見られた」という。

課題については「義務教育学校の特性を生かした教育活動を進めるに当たり、異動してくる教師の今までの豊富なキャリアが弊害となることがある」と指摘。

「新しい学校づくり、新しいシステムづくりには、管理職を含め、柔軟な姿勢や対応が求められ、課題解決には多大な時間の話し合いが必要。しかし、その時間を生み出すことも、工夫が必要であり、大きな課題となっている」

「働き方改革では教育の質の向上を目的としているため、今後は短時間で有効な会議の持ち方の工

夫や教育効果の低い行事の精選が急がれる|

「北海道の義務教育学校では、今後も個別最適な学びを実践するため、義務教育学校の特性を十分に発揮し、カリキュラム・マネジメントをすべての教育活動において全職員で行う必要がある。その実践の鍵は校長のリーダーシップであり、全職員が理解しやすい学校経営方針の創造である」―などと述べている。

2 指導力向上 教師のワザ 色チョークの使い方 1206n

●板書は子どもの思考過程ともいわれます。色チョークは、それを顕在化させ、授業を活性化するために欠かせないものです。効果的な使い方を二つ紹介します。

一つ目は、子どもの思考を深める使い方です。子どもの思考過程で、深く考えるキーワードを色 チョークで表すことで思考のスイッチが入ります。

例えば、6年生「水溶液の性質」の単元で、「塩酸はアルミニウムをどのように溶かすのだろうか?」の「どのように」の部分は赤色で記すようにします。すると、子どもは変化の過程を意識し、真剣に観察するようになります。どの部分から泡が出るのか、食塩が溶けた時と違って試験管が熱くなるのはなぜかなど、変化の過程について活発な対話が生まれます。また、実験から得られた「結果」(赤)とその結果から考えた「考察」(青)のキーワードも色分けすることで、事実と解釈を意識し、科学的な思考力を深めます。

二つ目は、判断力を高める使い方です。 4年生で学ぶ科学用語「水蒸気」「湯気」を理解するために色チョークで板書します。単元を通して繰り返し使われる、これらの科学用語を次に板書するとき、初回とは違った色チョークを使います。

例えば、初回に赤色で書き、次に黄色で書きます。黄色のチョークは、子どもがノートに書く、書かないを判断する色として約束しておきます。科学用語を忘れていた場合、赤ペンで再度ノートに書きます。理解している子どもは書かなくてよいのです。教師が黄色で板書した瞬間、緊張感が走ります。書く、書かないを自己決定しなければならないからです。

板書を単にノートに写すのではなく考えながら記録することが大切です。ノートから端末などに記録の道具が変化しても、色チョークの使い方は応用できそうです。

3 新学習指導要領 現場での生かし方(玉置 崇) 子どもの事実を基に振り返ること 1206KS

●今回も、「対話的な学び」をテーマに、学佼での指導助言から得た知見を紹介していきます。

◆つなぎができない学級では学びは生まれない

この見出しの言葉は、令和3年10月30日、愛知文教大学「学び合う学び研究所」主催セミナーでの石井順治先生の講演「学び合う学びが目指すもの、その実現で大切にしたいこと」で語られたことです。

私は「つなぎ」という言葉を「対話」という言葉に置き換えてもよいと思います。つまり、「**対話** ができない学級では、学びは生まれない」ということです。

石井先生は、「羅列発言なのに、発言が続くことを良い状況だと思っておられる方はいませんか」 と問いかけられました。

羅列発言とは、子どもの発言は続くのですが、それらにつながりがなく、自分が言いたいことだけを発言している状況です。

先日、ゼミ生の授業実習を参観する機会がありました。授業後の振り返りで、緊張から放たれてようやくほっとできた様子のゼミ生は、「いつもよりたくさん発言してくれたので良かったです」と、子どもたちを評価していました。

学生の授業実習としてはよくやったと認めながら、「**ただ単に多くの発言があったことで安心していては、授業は良くならないよ**」と伝えたところでしたので、石井先生の問いかけには、大いに賛同できました。 もっとも、経験を積んだプロ教師の授業を参観してもい羅列発言が続き、それで良し! とされ ておられるように感じることがあります。「最近、自主発言をする子どもが増えてきました」という言葉を聞くと、「それぞれの発言にはつながりがないので、それで喜んでおられてはいけませんよ」とは、なかなか言えません。その先生のこれまでの指導の苦労や貔み重ねを想像するからです。その状態で決して満足せず、次の段階を目指していただきたいと強く願うばかりです。

◆子どもの事実が見える教師

発言につながりがなくても、「発言が続くので良い」と満足してしまう教師は、子どもの発言を真に捉えていないのではないかと推測しています。

教育実習生の授業を基に考えると、よく分かります。子どもの発言を闘いているようで、しっかりと闘ける心理状況ではないのでしょう。この発言後はどう展開しようかなど、次のことばかりに気持ちが行ってしまい、発言の真意を捉えたり、他の子どもたちがその発言を聞きながら、どのような表情をしているかを観察したりする余裕がないのです。

また、研究授業などで特に感じるのですが、プロの教師の中にも、子どもが発言している最中に 指導案に目を落としていて、声だけを聞く状況の方がおられます。発言中の表情には、声には出し ていない子どもの考えが表れています。それを真摯に受け取るべきです。

私が、愛知教育大学附属名古屋中学校に勤めていたときの校長である甲斐睦朗先生は、「子どもの発言を背中で聞く教師(例・発言を聞きながら板書をする教師)は、背中を鉄砲で撃たれても仕方がない」と、過激な表現をされていました。甲斐校長は、子どもの発言をおろそかにする教師をいさめようと、あえてそう言われたのでしょう。

国語教育の研究者である甲斐先生は、日ごろから一つ一つの言葉を大切にされ、子もの発言から子どもの事実をつかもうとされていました。そのため授業を参観する教師は、観察する子どもを決めて、その子どもの言動全てを記録した上で、授業協議会に臨んでほしいと言っておられました。

◆犬山中学校の研究発表会から学ぶ

令和3年10月29日に愛知県大山市立大山中学校で研究発表会が行われました。そこでは他の発表会にはない試みがありました。その中の一つは、参観者全員に「授業記録用紙」が配布されていたことです。その記録用紙の項目には、「時間、生徒の活動(動き)、教師の活動(動き)、備考」の四つの欄がありました。学校側は、参観者に授業を参観してもらいながら、この4項目についてメモをした上で、研究協議会に参加してほしいと強く要望していたのです。子どもの事実を基にして授業を振り返りたいという学校の思いが、この授業記録用紙に込められていると感じました。

私は、2年前からこの学校に助言者として関わらせていただいています。この学校の授業検討会で感じる先生方のエネルギーは、常に一人一人の子どもの事実を基に話し合っているからこそ生まれていると感じています。

この学校では、「高めたい教師の力量」を次のように明示しています。

- ① 子どもの姿や発言を丁寧に見る、聞く(捉える)
- ② 子どもの思いや考えを理解する (解釈する)
- ③ 本時のねらいとの関係を考える(照合する)
- ④ どのように振る舞うか決める(判断する)
- ⑤ 分かりやすく板轡したり、端的に発問したりする(振る舞う)

最初に「子どもの姿や発言を丁寧に見る、聞く」ことを挙げている点に注目をしていだきたく思います。ある意味では、研究を始める前は、教師はそうではなかったということです。ともすると、授業検討会では、「発問が的確であったか」「指示は明確であったか」「資料は分かりやすかったか」など、教師の行動ばかりに注目した検討がされがちでした。その結果、まるで授業をした教師の力量を判定するような検討会となり、授業を通して一番変容させたい子どもの姿がどうであったかは、二の次になっていた検討会がありました。

大山中学校は、「授業記録用紙」の活用で検討会が充実したからこそ、発表会での記録を勧めたのだと思います。(玉置 崇:岐阜聖徳大)

4 檜山管内 全国学力調査の平均正答率 小学校 14 管内で最高 厚沢部 全教科全国平均超え 1210DT

●【函館発】道教委が発表した本年度の全国学力・学習状況調査の管内別平均正答率で、檜山管内は 小・中学校の国語で全国平均を上回った。小学校の国語と算数については全管内で最も高かった。 7 町のうち、厚沢部町は、すべての教科で全国平均を上回った。

管内7町において小学校20校の6年生202人、中学校10校の3年生192人を対象に実施。国語は小学校が0・6ポイント、中学校が0・8ポイント全国平均を上回った。

質問紙調査では「国語の授業はよく分かる」と答えた児童生徒の割合も全国平均を大きく上回った。 算数は小学校が0・8ポイント、数学は中学校が2・0ポイント全国平均を下回ったが、小学校の算数は、小学校の国語と同様、管内別で最も高い正答率となった。

檜山教育局の新居雅人次長は「各校の教職員が使命感をもち、子ども一人ひとりを大切にした丁寧な授業に取り組んでいるおかげ」と話している。

なお、管内7町のうち、厚沢部町は全教科で全国平均を上回った。

5 ●<学校安全・その他>

- 1 名札 校外では外す…個人情報や防犯意識の高まり 1211y
- ●全国の小中学校で、校外では名札を外すような指導が広がっている。名前や学校などの個人情報を 特定されて事件に巻き込まれるケースが相次ぎ、防犯意識が高まっているためだ。個人情報を不特 定多数の目に触れさせないように工夫した商品も登場している。
 - ◆全国の小中学校で広がる指導

東京・渋谷の繁華街に位置する東京都渋谷区立神南小。児童が地域住民以外の大勢とすれ違いながら登下校する同校では、登校後に名札を児童に配布する。校内では着用するが、下校時に回収して教室で保管している。

校長の斎藤等さんは「名前を呼ばれ、親の知人などを装って近づかれる危険を防ぎたい」と説明する。「先生や友達に名前を覚えてもらうという名札の目的は、校内での着用で達成する。都会は学校の外で犯罪に巻き込まれるリスクも大きく、校外では外した方が安全という考えです」

佐賀県では昨年、男が面識のない女児を路上で複数回待ち伏せし、スマートフォンなどで撮影した画像を、ネット上の掲示板に投稿する事件があった。画像は、女児の顔や身に付けた名札がはっきり見える状態だったという。

県警は今年、男を県迷惑防止条例違反(嫌がらせ行為の禁止)容疑で書類送検するとともに、 県内各市町村の教育委員会などを通じて、校外での名札着用について再検討するよう協力要請した。県警の担当者は「名札によって校区がわかると自宅が特定されるリスクも高まる」とする。 同様の動きは全国で広がる。愛知県春日井市立南城中では2019年度の3学期から、名札を 教室保管に変更。北海道北見市立中央小は、今年度から名札を廃止した。

◆見えにくい工夫 裏返せる名札も

個人情報を伏せられるものや、見えにくくした名札もある。文具メーカー「西敬」(大阪)は、 安全ピンを付けたまま裏返すことができ、校外では記名部分を隠せる名札を販売する。OEM (相手先ブランドによる生産)も含め、年間50万個の売り上げがあるという。

樹脂加工会社「アール・エフ・リザイン」(愛知)の「お名前かくれんぼ」は、キーホルダー状のアクリル製名札。乳白色でつや消しの板に裏から文字を彫っており、遠まきには名前がはっきり見えない仕様だ。

NPO法人「日本こどもの安全教育総合研究所」(東京) 理事長の宮田美恵子さんは「子どもは 名前を呼ばれると警戒心を弱めてしまう。ただでさえ目上の人に『一緒に来て』などと頼まれる と断りにくく、名前が知られているとなおさら『きちんと対応しなければ』と考えてしまう」と指摘する。

一方で、交通事故や災害時に迅速な身元確認につながるなど、校外での名札着用は必要とする 意見もある。宮田さんは「必要なとき以外は個人情報を隠せる仕組みを名札に施す工夫が必要。 事故・災害時の安全確保と、犯罪リスクの両面を考えるべき時代になっている」と話している。

◆私物の記名にも注意…「内側に」が基本

校外で人目に触れる可能性がある私物への記名にも注意を払いたい。

セコム I S研究所(東京)主務研究員の舟生岳夫さんは「内側に記名できるものは内側に、が基本」と話す。通学帽は、つば裏などではなくタグに記名する。かぶった時に記名したタグが外側にはみ出ないよう、しまってからかぶる癖をつけるようにする。靴への記名も、かかと部分ではなく内側に書いた方が良い。

記名ではなく「★」や「♪」などの決まったマークをつけて、自分のものと分かるようにする 方法もある。舟生さんは「家の外にある傘や自転車も盲点になりやすい。公園に持っていく砂場 セットなどのおもちゃにも細心の注意を」と呼びかける。

便利な商品も登場している。デザイン会社「ゼスト」(大阪)は、名前の2文字目以降が見えに くいように加工したシール「かくれんぼお名前シール」=写真(同社提供)=を注文販売する。 社長の新井庸能さんは「実際に起きた誘拐事件で、犯人が子どもの傘の記名を見て名前を呼びか けたと知って開発した」と話す。

2 コロナ下の教室、工夫で「広く」…廊下で授業・面積広がる机

●教材の増加・大型化や新型コロナウイルスの感染拡大などで小中学校の教室環境が変化している。 <u>廊下や共有スペースを使った授業や机上を広くする器具の活用など、より良い学習環境のため、現</u> 場では試行錯誤が続いている。

◆共用スペースも

今月7日、埼玉県吉川市立吉川中学校の3年生のクラスでは、廊下で生徒が一人ずつ教員に校外学習のリポートを説明していた。他の生徒は、教室内でリポートの準備や反省、振り返りに取り組んだ。別のクラスは、近くの共有スペースで習字の授業を行っていた。

文部科学省は、感染対策で教室の席の間隔を1メートル以上あけるよう求めるが、同校の教室は64平方メートルと平均的な広さ。1クラス37人、2人1組で並べていた机を離したところ、机の間の通路が狭くなり、移動しづらくなってしまった。

昨年春に開校した同校には、学年ごとのフロアに共有スペースがある。廊下も幅3メートルと広めで、授業などで積極的に使うことにした。各フロアに移動式の机や椅子も40脚ほど用意し、廊下でのグループ学習などに使っている。

◆面積変わらず

少子化で空き教室は増えているが、普通教室の面積 は変わっていない。

1950年に長さ9メートル、幅7メートルが普通教室の「標準設計」とされた。文科省の公立学校施設調査では、いまだ69%が65平方メートル未満となっている。1人1台配備された学習用端末の保管庫や電子黒板、プリンターなど教室内の情報機器も増え、学ぶ空間は狭まっている。

教室をより広く使おうとする取り組みは各地で進む。 岩手県陸前高田市立高田東中では、3教室を可動間仕切りでの数字に下信と、声と中に名見せる。

がる机 75 m以上 3% 教公立 70 m以上 75 m未満 5% の学 現校 65 m以上 70 m未満 69% 65 mよ 6

1211y

りで2教室に再編し、真ん中に多目的スペースを設けた。東京都台東区立駒形中では教室の廊下に

◆学習用端末

カバン用のロッカーを設置した。

大型化する教科書やノート、学習用端末であふれる学校机も課題だ。

従来、学校机の天板は旧日本産業規格(JIS)で「幅60センチ、奥行き40センチ」だった。子供の体格や教材大型化への対応などから新JISで1999年、「幅65センチ、奥行き45センチ以上」に改正された。現在、新JIS机の導入率は約50%だ。

一方、教科書はA5判から大きめのB5判が主流となり、副教材は、さらに大きいA4判も増えている。今春からは各児童に学習用端末も配備された。旧JISの机を使う北関東の小学校男性校長(58)は、「学習効果を考えれば机は大きい方が良いが、新しい机を全児童に用意するのは財政的に難しい」と話す。

千葉県印西市立原山小学校は今年7月、机上の面積を広げる器具を全ての机に導入した。机の奥行きが10センチ広がり、縁には1センチほどの落下防止ガードもある。

6年生の高橋創太さん(12)は以前、教科書とノートを折りたたんで重ねても筆箱が置けず、最低限の筆記用具だけ机上に出していた。「今は教科書やノート、端末を一緒に置けて、勉強しやすくなった」と喜ぶ。

教材会社「ティーファブワークス」と内田洋行が共同開発し、今年5月に販売を始めた。すでに45都道府県の小中高校で約5万台導入されている。同校の松本博幸校長(57)は「子どもたちが机上のスペースのやりくりに悩まず学習に集中できている」と話す。



机上を拡張する器具を付けた机で学習する児童(9日、M 山小学校で)

文科省の有識者会議は今年8月、学習用端末の利用といった新しい授業に対応する教室、学校施設の環境整備に向け、国の自治体への支援拡充などを求める中間報告をまとめた。

有識者会議委員の長沢悟・東洋大名誉教授(建築計画学)は「かつての一斉授業と違い、グループワークなど協調的な学びを重視する新しい教育には、従来の教室では限界がある」と指摘し、「自治体は、廊下の活用といった先進事例を取り入れ、国では、環境改善に伴う改修や新・増築などへの財政支援をしっかり行うべきだ」としている。

3 教科書会社、文科省に反発 「現代の国語」にあえて小説、第一学習社の採用冊数1位 1209a

●今年3月に公表された高校の国語教科書の検定結果をめぐり、各教科書会社が文部科学省を批判する異例の事態が続いている。発端は、ある1社の教科書が検定に合格したこと。その後、この教科書が全国の多くの高校で採用されることになり、各社の不満がさらに高まっている。

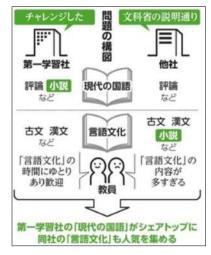
この教科書は、来年度から高校国語に新設される科目「現代の国語」用に、第一学習社(広島市)が作った4種類の教科書のうちの一つ。小説5作品を載せているのが特徴だ。

■「間違い認めて」

文科省が8日に公表した教科書の採用状況によると、この教科書は全国で19万6493冊使われる予定。「現代の国語」用の8社の教科書計17点のなかで、最大手の東京書籍版(18万3714冊)を抑えて最多だった。

第一学習社版がトップだという情報は、先月の時点で業界に広まっていた。

「『検定、間違ってました』と認めませんか」。11月22日、文 科省教科書課が教科書会社を集めて開いたオンライン説明会。朝日 新聞が入手した録音記録には、検定で第一学習社版を合格させた文 科省に向けた、各社の編集者の悲鳴に近い言葉が残っていた。文科 省の担当者は「検定を覆すことは一貫して考えていない」と応じた。



会議に参加した一人は「検定の合否を文科省に握られている教科書会社が、文科省を批判するのは極めて異例。それほど皆怒っていた」と振り返る。

各社はなぜ腹を立てているのか。

来年度の1年生から高校の新学習指導要領が導入されるのに伴い、高校国語では、必ず履修する科目として「現代の国語」(2単位)と「言語文化」(2単位)の二つが新設される。「現代の国語」は実用的な文章を重んじる科目で評論や法令、企画書などを扱う。「言語文化」は小説や古文、漢文などを学ぶ。

検定前の教科書会社への指導要領の説明で、文科省の担当者は「『現代の国語』はノンフィクションの科目で、小説の入る余地はない」と述べていた。 各社はそれに従い、「現代の国語」の教科書には小説を盛り込まないか、盛り込むとしても補足資料的な位置づけで検定申請した。

一方、第一学習社は芥川龍之介の「羅生門」など小説 5 作品を載せたものを、あえて検定申請した。「教育現場のニーズが非常に強く、不合格を覚悟でチャレンジする価値があった」と同社。来年度、約20万冊使われるのはこの教科書だ。

■教育現場は歓迎

「新指導要領の『欠陥』が最小限になるのが、第一学習社の教科書。現場は歓迎です」。来年度、 この教科書を使う予定の東北地方の県立高校教員は話す。

指摘するのは、「言語文化」という科目の「窮屈さ」だ。指導要領に従い現代文(小説含む)も古文も漢文も同科目で教えるとなると、文法など暗記すべき事項も多い古文・漢文を教える時間が足りなくなり、それを避けるには、小説は「現代の国語」の授業で教える方がいいという。

文科省は、この教科書を検定で合格させた理由を「『現代の国語』で小説を扱うことは本来想定されていないが、文学作品を掲載することが一切禁じられているわけではない」と説明。各社が検定結果に疑義を抱く事態になったことを「おわびする」としたうえで「今後は一層厳正な審査を行う」としている。

教科書はいったん教育現場で採用されれば、複数年にわたって使われることが多く、採用競争に 負けた場合、経営への影響は大きい。「文科省の説明通りに編集した『正直者』が馬鹿を見た」。あ る社の編集者は苦々しい口調で話した。

8日公表の採用状況について、文科省教科書課の担当者は取材に「結果は各高校や教育委員会の 判断であり、特段の対応は考えていない」と答えた。

6 ●<道内・札幌の話題>

1 道 ケアラー支援条例素案 意見反映へ環境整備を 支援計画策定なども施策 1201DT

●<u>道は、仮称・北海道ケアラー支援条例の素案をまとめた。教育機会確保の状況把握や相談対応など、ヤングケアラーとかかわる教育関係機関の役割を記載。今後の道の施策では、ケアラー支援計画の策定やヤングケアラーの意見を反映する環境の整備を挙げている。28日までパブリックコメントによって意見を公募している。</u>

条例は、ヤングケアラーを含むケアラー全般の支援に関する基本理念を定め、道の責務と道民・ 事業者・関係機関・支援団体の役割、道の施策の基本事項を定めるもの。すべてのケアラーとその 家族が将来にわたって夢や希望をもって暮らすことができる地域社会の実現に寄与することがねら い。11月29日の道議会保健福祉委員会で報告した。

基本理念ではヤングケアラーの支援について、本人の意向を踏まえ適切に行うとともに、「子どもの権利・利益の最大限の尊重」「心身の健やかな育成」「適切な教育機会の確保」が行われる必要性を明記した。 ヤングケアラーとかかわる教育の関係機関の役割として、支援の必要性への理解、教育機会確保の状況や支援の必要性の把握、教育・福祉に関する相談対応を挙げている。

基本的施策では、①ケアラー支援の計画策定②普及啓発の促進③早期発見と相談の場の確保④ケアラーを支援する地域づくり⑤推進体制の整備⑥財政上の措置—を挙げ、うち、③ではヤングケアラーが自らの意見を表明し、適切に支援に反映される環境を整備するとした。

28日までパブリックコメントで意見を募集しており、令和4年2月上旬をめどに結果を公表。 1定道議会に条例案を提出する。 2 札幌市教委 小・中リニューアル 5年度に7校改修へ 整備期間は2ヵ年程度 1201DT

●札幌市教委は令和5年度、小・中学校7校のリニューアル改修への工事着手を目指している。対象 校は屯田南小学校、幌北小学校、みどり小学校、清田小学校、澄川西小学校、光陽中学校、幌東中 学校で、工事費として各校6~7億円程度を見込む、学校の使用状況や改修内容によって流動的だ が、2ヵ年程度で施工を進める考え。

市教委は、300校を超える学校施設の約7割が築30年を経過し、老朽化が進行している状況 を踏まえ、改築・保全の平準化を図るべく学校施設維持更新基本計画を策定。学校施設状況に合わ せ、改築や緊急整備、リニューアル改修などを進めている。

5年度のリニューアル改修着手を計画している屯田南小、幌北小、みどり小、清田小、澄川西 小、光陽中、幌東中の7校は本年度、調査検討業務において、構造体の劣化状況を調査し、改修工法等を 検討。4年度に実施設計を行い、改修内容の詳細を固めるほか、具体的なスケジュールを調整する。

現段階では、学校の使用状況などに合わせて、5~6年度の2ヵ年程度で整備を進める計画。改 修内容は主に外壁塗替や屋上防水、設備更新などで、これまでの実績から各校の工事費として6~ 7億円程度を見込んでいる。

このほか、5年度着工分として、札苗中におけるエレベーター整備を計画。リニューアル改修を行う各 校と合わせて、整備に向けて必要な構造検討を行う。札苗中の整備は、単年度で完了する見通し。

3 札幌市芸術文化財団がコンサート 一流の音楽を楽しむ 小学校 132 校の 6 年生 1202DT

●札幌市芸術文化財団は11月29日から12月1日までの3日間、札幌コンサートホール Kitara で、 小学6年生を対象にした kitara ファーストコンサートを開催した。札幌市のほか、石狩市や千歳市など <u>の小学校132校の児童が来場し、道内唯一のプロオーケストラである札幌交響楽団の演奏を楽しんだ。</u>

コンサートは、市内と連携中核都市圏の小学生が対象。「世界のKitaraで一流の音楽を子ど もたちに」をコンセプトとし、次代を担う子どもたちが本物の芸術にふれ、豊かな感情を育むこと を目的としている。

3日間で小学校132校の児童合わせて約9580人が来場した。

30日のコンサートでは、午前・午後の部を合わせて約3200人が参加。札幌コンサートホー ル専属オルガニストのニコラ・プロカッチーニ氏によるパイプオルガンの演奏から始まり、歌劇 「ローエングリン」から第3章の前奏曲など、6曲の演奏を楽しんだ。

曲目の合間には、司会者による交響楽団員へのインタビューも行われた。コントラバス奏者の下 川朗さんは、「今、夢がなくても、やりたいことが見つかる日はくる。今、目の前のことに頑張って 取り組んでほしい」とエールを送った。

4 道教育振興会・道退職校長会が教育会議 連携には説明・発信を

●道教育振興会(濱田美樹会長)と道退職校長会(黒坂由紀子会長)は3日、ホテルライフォート札 幌で第20回北海道教育会議を開いた。主題「"令和の日本型学校教育"で目指す子どもの姿をどの ように実現するか~自ら自分のよさや可能性を認識し、伸ばそうとする子どもを育むには」のもと <u>意見を交流し、家庭、学校、地域における推進指標を決定した。</u>

両会は、昭和59年度から本道の教育の正常化を願い、教育に関する諸問題を協議する教育懇談 会を開催。平成14年度からは、教育関係機関・団体が一堂に会し、教育にかかわる喫緊の課題 を議論し、その成果を本道教育の指針として共有する場として、北海道教育会議を開催している。

20回目の今回は、全道の30を超える教育関係機関・団体の代表が参加。ホテルライフォート 札幌に59人、オンラインで33人の計92人が参加した。

開会に当たり、道教育振興会の濱田会長があいさつ。「子どもを取り巻く環境は急激に変化してお り、未来の予想が困難な時代」とし、「推進指標をいろいろな角度から論議し、その成果を北海道教 育の指針として共有することで、家庭・学校・地域が連携・協働して、推進指標をもとにした活動 が全道各地で広く行われることを期待する」と述べた。

主題、推進指標(案)の説明に続き、意見を交流。

PTA関係者からは、「ICTやGIGAスクールなど、様々な取組が行われているが、学校は子どものためにあるのだから、保護者の理解がなければ難しい。家庭や保護者にも話を下ろしてくれればもっとうまく進むのではないか」「保護者や家庭にもっともっと発信してほしい。タブレットを持ち帰らせるので、かばんを家庭で用意してと急に言われてもできない。壊れたときの不安もあったし、もっと事前に保護者の不安を取り除いた上で実施してほしい」といった指摘が続いた。

これに対し、行政から「学校は地域に浮かぶ船。どこに向かうかしっかり家庭と地域に伝えるべきと発信の大切さを痛感した。行政としても、全力で支援していきたい」との声が上がった。

また、ICT、コミュニティ・スクール(CS)、小中一貫教育に関する話題が多数上がり、ICT については「導入に地域格差が大きすぎる」「持ち帰りは課題が多く、丁寧な説明が大切」といった声の一方、「子どもが楽しんで使っている」「卒業アルバムづくりで使っているが、校正が楽と好評」「音声入力機能を使えば瞬時に文字化してくれるので、学級通信づくりなどが短時間でできる。若い先生と話し合えば、いろいろな活用法が出て働き方改革につながるのではないか」といった声も上がった。

CSと小中一貫教育については、「市がすべての学校にCSを導入しており、目指す子ども像を地域も共通理解している。今は学校単位だが、中学校区でCSを導入し、小中9年間を見通した教育とすることで、より多くの大人がかかわっていくよう構想している」「来年度から中学校区に合わせてCSをと考えている。地域の人材としてどう育っていくか、グランドデザインを描いていく」「教頭会の9月の全道大会では、7つの分科会で必ず小中一貫教育にかかる話題が出ていた。学校数が少ないところは取り組みやすく、大都市のモデルになると思う」「小中一貫教育に、ぜひ幼児教育を入れてほしい。資質・能力の3本の柱の根っこにあるのは幼児教育。幼児期の主体的な遊びが小学校に接続していく」など、各地の事例や今後に期待する声が多数上がった。

道教委も「今こそ地域と連携するとき。そのためには目標を共有すること、役割を話し合うことが大事で、CSはその場となる。正式に互いの声を聞く場で、個別の活動が横のつながりになる」などと述べた。

このほか、コロナ禍による人間関係について懸念する声も多く、「人とのかかわりが希薄になり、 関係性が弱まっている気がする。学校の統廃合、高齢化や共働きなどもあり、地域や家庭の教育力 が弱くなっている」「最近、褒められていない子どもや教職員が多いのではないか。誰でも褒められ ればうれしいし、認めてほしい。自己有用感や達成感が感じられていないのならば、学校でも家庭 でも褒める機会を増やすべき」といった声が上がっていた。

最後に、推進指標の採択について審議。全会一致で承認した

◆推進指標

令和の日本型学校教育で目指す子どもの姿を実現するために、「自ら自分のよさや可能性を認識 し、伸ばそうとする子どもをどのように育むか」という視点から、あるべき姿や具体的な手立てを 共有し、家庭・学校・地域が連携・協働していく。

- ▼家庭では、子どもが自分のよさに気づき、目標をもって生活する家庭環境をつくる
- ▽子ども自身が自分のよさや可能性を認識できる団らんの場をつくりましょう
- ▽学校・園と子どもの育てたい姿を共有し、子ども自身が自分のよさや可能性を伸ばそうとする目標づくりの支援をしましょう
- ▼学校では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る
- ▽主体的・対話的で深い学びや子ども理解を充実させるための学校の働き方改革を積極的に推し進めましょう ▽家庭や地域と連携しながら ICT の環境を有効に活用し、子ども自身が自分の学びの過程や高まりが 自覚できるような展開の工夫を図りましょう
- ▼地域では、学校や家庭と連携して子どもの成長を支える体制づくりを進める
- ▽子どもが地域のよさや課題を知るきっかけを学校や家庭に働きかけましょう
- ▽家庭や学校を支えることで地域も活性化する環境を整備していきましょう

5 札幌市 4年度予算要求概要 新規に給食費公会計化 初の義務教育学校へ経費も 1209DT

●札幌市は7日、各部局が財政局に提出した令和4年度予算要求の概要を公表した。一般会計の要求 総額は、前年度比4・5%増の1兆1645億円。うち、ポストコロナに向けた社会経済活動の回 復・発展に資する事業のほか、デジタル化や事務の集約化等の新たな成長を推進するための予算枠 「新たな成長推進枠」は、1252億円となった。教育委員会関係の新規事業をみると、5年度か らの学校給食費の公会計化システムの構築に9200万円、福移小学校と福移中学校を統合し、5 年度の開校を目指している市内初の義務教育学校の関連経費に5400万円を要求している。

教育委員会の要求総額は、15・2%増の505億7300万円で、新たな成長推進枠は12億4500万円。 小・中学校のリニューアル改修費やGIGAスクール構想推進費の増額などによって、大きく伸びた。 新規事業をみると、学校給食費公会計化事業に9200万円を計上。5年度からの学校給食費の 公会計化の開始に向け、新たなシステムを構築していく。

福移小学校と福移中学校の統合校として、5**年度の開校を計画している義務教育学校の関連経費** に**5400万円**を措置した。

成長推進枠のうち、GIGAスクール構想推進には10億4900万円を計上。1人1台端末を使用した授業等に必要なハードウェアおよびソフトウェア整備、高校での端末活用に向けたソフトウェアの整備などを進めていく。

既存の学校用ICT機器の維持管理や校務等における情報資産の一元管理に向けたサーバー機器の整備など、教育の情報化推進には26億9300万円を積み上げた。

新型コロナウイルス感染症予防対策に充てる学校保健費に1億9600万円を充てたほか、図書館地域開放事業やサッポロサタデースクールなどを行う地域活動推進費に9400万円を計上した。

このほか、本町小学校など5校の改築、新陽小学校など3校のグラウンド造成等にかかる学校改築費に73 億3300万円、小学校延べ128校、中学校延べ88校などの施設改修等整備費に65億4700万円を措置した。

◆子ども未来局 1267億円

子ども未来局の要求総額は、前年度比2・9%増の1267億300万円。新たな成長推進枠は 9億2500万円となった。

新規事業では、児童養護施設等体制強化に26億6000万円を計上。児童養護施設等の児童指導員を補助する人材などを配置する。

また、ヤングケアラーの理解促進に向けた研修やピアサポートを実施するヤングケアラー支援推 進費に550万円を盛り込んだほか、私立保育所等における冷房設備の新規設置費用を補助する保 育施設冷房設備補助金には4500万円を計上している。

6 札幌市教委 4年度学校教育重点の方向性 学びのススメ活用を 包括的重点に新たに位置付け 1210DT

● 札幌市教委の相沢克明学校教育部長は7、8日に開いた幼小中合同教育課程研究協議会で、来年度 の札幌市学校教育の重点の包括的重点の一つに「さっぽろっ子学びのススメの活用」を新たに位置 付ける方針を示した。本年度包括的重点の一つに位置付けている「感染症対策を講じた学校教育の 推進」は、子どもの発達の段階や各学校の実情に応じて柔軟に教育活動を推進していく観点から発 展的に解消する。「小中一貫した教育の推進」「ICTを活用した教育の推進」は、引き続き設定す る考えを示した。

札幌市学校教育の重点は、幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校経営や教育課程の編成・実施、生徒指導などに生かすため、特に重点となる施策や教育内容を示すもの。毎年、全教職員に冊子を配布しており、重点を踏まえ、教職員が一丸となって創意工夫を凝らした特色ある教育課程の編成・実施、学校運営などに取り組むことを期待している。

本年度から特に重視していく事項として包括的重点を新たに設定。「感染症対策を講じた学校教育の推進」をはじめ、4年度に全面実施となる「小中一貫した教育の推進」、1人1台端末をはじめとした「ICTを活用した教育の推進」の3点を示している。

相沢学校教育部長は、幼小中合同教育課程研究協議会の開会あいさつで、現在、来年度市学校教

育の重点の策定作業を進めていることを報告。本年度の包括的重点の一つに位置付けている「感染症対策を講じた学校教育の推進」について、これまで積み重ねてきた感染症対策の知見を生かし、学習内容や方法の工夫等を講じつつ「"学びを止めない"から"学びの質を高める"教育活動を子どもの発達の段階や各学校の実情に応じてオンライン・オフラインを柔軟に組み合わせて推進していく」とし、包括的重点から発展的に解消する考えを示した。

その上で、来年度の包括的重点には、学校・家庭・地域の連携協働の指針となる「さっぽろっ子学びのススメの活用」を新たに位置付ける方針を表明。小中一貫した教育の推進、ICTを活用した教育の推進については、引き続き設定するとした。

7 札幌市教委 幼小中教育課程研究協 学習指導改善・充実に ICT 活用した取組推進など 1210DT

● <u>札幌市教委は7、8日、市教育文化会館とオンラインで幼小中合同教育課程研究協議会を開いた。</u> 2日間合わせて、教育文化会館で開いた全体会に約380人、オンラインで実施した各教科等部会 に約370人が参加。幼児教育段階、義務教育段階を見通した教育課程の編成、指導等の改善・充 実を目指して研鑚を積んだ。

協議会は、幼稚園、小学校、中学校の教職員が幼児教育段階から義務教育段階までを見通した教育課程の編成や指導の在り方などについて理解を深め、目標や課題を共有することで、学校教育の改善・充実を図るもの。前年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止。本年度は、感染症拡大防止の観点から会同とオンラインのハイブリット型で実施した。

教育文化会館を会場に実施した全体会では、相沢克明学校教育部長が開会あいさつ。中央教育審議会が答申した2020年代を通じて実現を目指す学校教育「令和の日本型学校教育」についてふれ、「これまでの日本型学校教育が果たしてきた役割を継承しつつ、学校における働き方改革、GIGAスクール構想を強力に推進することや学校教育を支えるすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いに連携していくことなどが求められている」と指摘。その上で参加者に向け、これまでの自校の取組を客観的にとらえ直す機会とするとともに、様々な成果をもち帰り、今後の教育課程の改善・充実につながるよう期待した。

続いて、市教委の各担当者が、①小中一貫した教育の推進②ICTを活用した教育の推進③学習指導と学習評価の一体的な改善に向けて④特別支援教育にかかる内容一の4点について説明。うち①については、武田暁仁義務教育担当係長、岩田悟義務教育担当係長、大巻太一義務教育担当係長、アルティみお義務教育担当係長が担当した。

武田係長と岩田係長は、来年度に市において全面実施する小中一貫した教育にかかわって全市共通で推進する2つの柱として、「課題探究的な学習」「発達の段階に応じた継続的な子どもの理解」の2点を掲げていることを確認。その上で、「2つの柱にかかる重点や具体的な取組を定めて持続可能な仕組みづくりなど、できるところから実施し、やってみてよさを実感することが重要」と強調した。

大巻係長は、小中一貫した教育の実施によって期待できる教育効果をイメージして具体的に取組を進める必要性を指摘。アルティ係長は、現在各中学校区で作成を進めているグランドデザインの効果的な活用を呼びかけた。

全体会のあと、オンラインを活用し、幼小中合同各教科等部会に分かれて研究協議。研究発表者の具体的な実践に基づき、各園・校の創意工夫を生かした指導計画や幼児教育段階から義務教育修了段階までを見通した学習指導、評価の改善・充実に向けて意見を交わした。

7 ●<子どもに関すること>

1 「才能児」教育で基本方針 選抜せず、個々に対応

1206n

●有識者会議 : 特定の分野に特別な才能がある児童・生徒への対応を検討してきた文科省有識者会 議は11月29日、知能指数(IQ)やテストの得点などによって選抜するのではなく、児童・生徒 それぞれに応じた教育を提供するとした基本方針をまとめた。これまでの議論を整理した文書の中

<u>に盛り込んだ。飛び級にも触れたが、「学校外の学びの場を活用したほうがより効果的な場合があ</u>る」として、そうした場と学校が連携することの重要性を掲げている。

■学校外の学びの場 活用も

この日、文科省が有識者会議に示した文書では、飛び級など、年齢に応じた本来の学年よりも高度な学年を学ぶ仕組みについて、「自分が既に理解していることを学ばなければならないことにともなう不適応やストレスを回避できる」とする一方、「同年齢の学級集団とのつながりが切れてしまう」「学習内容の体系性が損なわれる」などの課題を示した。

諸外国の例についても整理し、韓国には、選抜を経た児童・生徒を対象とした「英才学校」などがあることを紹介している。

その上で、検討の方向性として、「IQやテストの得点といった特別な基準によって選抜された子供たちに対して特定のプログラム等をいかに提供するかといった視点」ではなく、「1人1人の子供に応じた教育の在り方をいかに実現するかということの延長線上に、特異な才能のある児童生徒への支援策を考えていく」との考え方を示した。

具体的な支援策としては、「遠隔・オンライン教育を含め、GIGA スクール構想によって整備された ICT 環境の活用方策も検討する」などを掲げている。

この有識者会議では来年中に審議結果をまとめる予定。

2 特異な才能のある児童・生徒への支援策「ある」教委6% 1206r

●文科省調査 : 文科省は同日、教育委員会を対象に、特定の分野に特異な才能のある児童・生徒への支援策の有無について調査した結果を公表した。回答を得た504教委のうち、支援策が「ある」と回答したのは30教委(5・9%)だった。その支援策として、外部講師による指導や体験活動の提供、奨励金の配布といった事例があった。 支援策が「ない」という教委にはその理由を尋ねた。「該当する児童・生徒の選定基準がはっきりしていない」「対象者が少なく、予算や人員が確保できない」「指導者がいない」などが挙がった。

指導について求めることも聞いた。「対象者の選定基準や支援策の具体例を示してほしい」「学校や市区町村教委では無理なので、都道府県教委や国が主導で取り組んでほしい」という声が出た。

今回の調査は文科省ホームページに調査フォームを設置し、各教委がそれに回答した。実施期間は8月27日から9月24日の約1カ月間。教委主体の支援策だけでなく、他主体の取り組みを該当者に紹介することも「ある」に含むこととした。

この日の有識者会議の第5回では、教委へのアンケート結果も踏まえ、今後の検討の方向性を話し合った。

委員らは「基準や事例の具体的なものを示す」「特定の児童・生徒ではなく、全ての子どもを対象にするということを広く周知する」「才能を伸ばすことではなく、一人一人にあった教育プログラムの提供が主目的である」「才能を伸ばすというだけでなく、才能が原因の悩みなどの対応策も示す」といった方向で検討を進めることに同意した。

8 ●<危機管理について・教職員に関すること>

1 愛知の中3刺殺 凶行の予兆なかったか <社説> |

1202H

● 安全なはずの学校で痛ましい事件が起きたのはなぜなのか。

愛知県弥富市の市立中学校で、3年生の男子が同級生を刺し、死亡する事件があった。

将来ある尊い命が突然奪われ、しかも現場は被害者と加害者が共に過ごした学校だった。衝撃の大きさは計り知れない。

事件の発生から1週間たち、捜査は進みつつある。だが殺人容疑で送検された生徒はまだ14歳である。引き続き動機や背景を解明する必要がある。

2人の間にはトラブルがあったという。学校や教育委員会は察知できなかったのか、対応につい

て検証が欠かせない。

事件は登校直後に起きた。加害生徒は、被害生徒を廊下に呼び出し、持ってきた刃渡り20センチの包丁で腹部を刺したという。

包丁はインターネットで事前に購入しており、計画性があったとみられる。刺し傷は深く殺意の強さがうかがえる。

2年生の時に同じクラスだった2人は、現在は別のクラスに分かれていた。加害生徒は被害生徒 とのやりとりや事件直前に参加した修学旅行で不快な思いをした趣旨の供述をしているという。

殺意を抱き凶行に至る経緯は謎が多い。思春期特有の不安定さも背景にあろう。未成年だけに筋 道の通った供述が難しい場合も考えられる。慎重な捜査を求めたい。

見過ごせないのは、加害生徒が今年2月の校内アンケートでいじめを受けたと答えていたこと だ。学校は本人の聞き取りの結果、問題が解決したと判断したという。

いじめの訴えがあった場合、学校から市教委に報告する市のルールも守られていなかった。

事件に至る兆しは複数あった可能性がある。適切に対応していれば防ぐ道があったのではないか。今回事件が起きた学校はもちろん、全国の教育現場でも総点検を進めてほしい。

学校は規模が小さく、心身の不調を訴える生徒が相次いでいる。高校受験や卒業を控え、中学生活を締めくくる大切な時期である。スクールカウンセラーなどによるきめ細かなケアが極めて重要だ。

失われた命は二度と戻ってこない。暴力では問題の解決につながらないことや命の大切さについて学校や家庭、社会全体であらためて教える作業が必要になる。

凶器の包丁がネット購入された点は規制の強化が課題となろう。校内への危険物持ち込みと併せて効果的な対策を検討したい。

2 愛知・中3刺殺事件、見えぬ動機 周囲は「予兆」気づかず 1204a

●愛知県弥富市の市立中学校での生徒刺殺事件。殺人容疑で送検された3年生の男子生徒(14) は、取り調べに素直に応じているという。ただ、周囲は「予兆」に気づかず、捜査関係者も「供述 から明確な動機が浮かんでこない」と話す。思春期の子どもの心の異変をどうキャッチし、どう対 応すればいいのか。

■取り調べに「悪いことした」

捜査関係者によると、男子生徒は昨年9月の生徒会の選挙で「応援演説を頼まれたのが嫌だった」「友人との会話に割って入ってくるのが嫌だった」などと、同学年の被害生徒(14)に複数の不満があったと話している。

同学年の一人は、被害生徒が男子生徒に「たまにちょっかいを出すことはあった」と振り返る。ただ、暴力や乱暴な言葉はなく、「大した感じには見えなくて、じゃれ合っている感じだった」と話す。

ある捜査関係者は「誰もが殺意を抱くと思うような直接的な出来事が見えてこない」。別の捜査幹部も「悩みを抱えていない中学生なんていない。動機の本格的な解明には時間がかかるだろう」とみる。

捜査関係者によると、男子生徒は事件の4日前の11月20日、コンビニで買ったプリペイドカードを使って、自身のスマートフォンで凶器の包丁をネット購入。逮捕後の取り調べには素直に応じ、「悪いことをした」という趣旨の話もしているという。

男子生徒は事件の数日前、殺人の方法をスマホで検索していた。スマホを解析したところ、11 月14~16日の修学旅行後、スマホで殺害方法を検索した履歴が見つかったという。

村尾泰弘・立正大教授(非行臨床心理学)は、思春期の子どもについて「死の意味やけんかの仕 方が分からないまま、大人から見ればささいなことが引き金になって重大事件が起きることは不思 議ではない」と話す。

小さな不満が募り、爆発したのか。

広井亮一・立命館大教授(加害者臨床)は「なぜ事件に至る前に、不満を言ったりけんかをしたりして、恨みや怒りを解消できなかったのだろうか」と感じている。「ネガティブな関係も人間関係

の重要な一面だが、いじめ防止のため小さなトラブルにも大人が介入するなどし、ここ十数年、子 どもの間でネガティブな関係の取り方が育ちにくくなっているのではないか」と話す。

高橋聡美・防衛医科大元教授(精神看護学)は、コロナ禍やICT化で教員の負担が増えているとみる。特にいじめ問題の対応では「いじめかどうかの認定に手間を取られると、『生きづらさ』を抱えている生徒にどう向き合うかという本質的な点がおろそかになる」と懸念。「いやなものはいや」と言えるコミュニケーションスキルや、怒りを抑えるアンガーマネジメントを教えることが大切という。

■学校、今後も生徒らのケア

この中学校では事件翌日の11月25日から29日に生徒と教員らへの個別面談(カウンセリング)をし、30日に通常授業を再開した。

カウンセリングでは、3年生のほぼ全員が不眠や注意散漫、不安といった何らかの不調を訴え、 1、2年生にも「ショックだった」「怖い」と訴える生徒がいたという。同校は今後もカウンセリングを続ける。他校も含め希望した保護者計3人にもカウンセリングしたという。

竹内和雄・兵庫県立大准教授(生徒指導論)は、中学校教諭だった時、自校の卒業生の少年が、 母校の小学校教諭を刺す事件が起きた。

亡くなった教諭の教え子の中学生たちは、ショックを受けたり、動揺したりしていた。竹内さんは、カウンセリングなどのケアを長期的に行う必要があると指摘。そのうえで今回の事件について「予兆はあったはず」と話す。

以前は不満や悩みを抱える子どもは、たばこを吸うなどの行動に表れることが多く、「分かりやすかった」。今の子どもも「見えづらくなったが、イライラしていたり、目がすわっていたり、何かしら変化はある」という。ただ、微妙な変化を教員だけで把握するのは限界があり、同級生や地域住民などが「気づき」を学校に相談しやすくなるような体制づくりが重要だとした。

3 いじめの認知を考える 1203NG

● 10月、文部科学省から2020年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表された。それによると、いじめの認知件数は、51万7163件、19年度と比較して9万5333件減少したという。近年、増加の一途をたどっていたいじめの認知件数が減少したことは、新型コロナウイルス感染防」上のための全国一斉臨時休業など、その要因を慎重に分析する必要はあるものの、ひとまず喜ばしいことと言ってよいだろう。

ただ、ここで注意を要するのは、同調査がいじめの「認知」という用語を用いている点である。 いじめは、教員の目を盗み、深くひそかに進行する。この性質から、その全体像を把握することは 困難である。そこで、いわば仕方なく、いじめの「認知」という用語が用いられていると考えるべ きであろう。それ故、学校現場はこのいじめの性質を踏まえて、より積極的ないじめの掘り起こし を進めていくことが求められることになる。

その第一歩として求められるのは、いじめの定義をしっかりと押さえることである。

社会一般で言ういじめと、いじめ防止対策推進法で言ういじめは同じではない。同法2条1項が示す「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」という定義を、教職員共通の出発点とする必要がある。

◆アンテナの感度を高く

改めて指摘するまでもなく、同法の定義は、被害を受けた児童生徒の受け止め方、言い換えるなら「主観」を重視したものになっている。教員から見れば、遊びやじやれ合い、冷やかしやからかいに見えたとしても、いじめられている子供の受け止め方は違っているかもしれない。アンテナの感度を高め、見落としの防止に努めることが求められている。

ただし、ある行為を「不快」に感じることと、それが法的救済の対象になるかはイコールではな

い。指導に当たって、学校現場は、いじめとしてすくい」にげたすべての冷やかしやからかいが、法的責任を問われるわけではないことに、留意する必要がある。

例えば、小学校からかい等損害賠償請求訴訟はその典型である(名古屋地方裁判所判決平成25年1月31日)。同級生から「メガネザル」「ゲーマー」と言われたこと、体操服を忘れたことをからかわれたこと、給食を横取りされたことなどの評価が争われた事案である。担任教員らが適切に対応しなかったため不登校状態となり、精神的苦痛を被ったなどとして、学校設置者と加害児童の保護者を相手に損害賠償を求める訴訟が提起されている。

これに対し、判決は「小学生の児童が、学校生活において、相手方の心情に対する配慮が足りない発言や行動に及んでしまうことがあることは避け難く、それに対する家庭や学校における指導等を通じて円満な人格形成が行われていくことが期待される」との立場を示した。この考え方の下、判決は、児童が仮に「いじめの定義」に該当する行為を行ったとしても、直ちに損害賠償の対象となるわけではなく「一連の発言や行動を全体的に考慮し、明らかに相手方の児童の心身に苦痛を与える意図と態様をもって行われたものであると認められる場合に、不法行為法上違法と評価されると解することが相当」としている。

最終的に判決は、悪質性や頻度はそれほど高くなく「不法行為法上違法と評価することはできない」と結論付けた。「教育課題」として取り組むべきいじめにとどまるという評価の下、法的責任が否定されたケースである。

4 淫行で男性教諭を懲戒免職 道教委

1204H

●<u>道教委は3日、元教え子の女子生徒にいかがわしい行為をしたとして、道東の高校の男性教諭</u> (47)を同日付で懲戒免職にした。

道教委によると、男性教諭は以前勤務していた道立高の女子生徒が当時18歳未満と知りながら、身体を触るなどいかがわしい行為を複数回行ったとして、9月に児童福祉法違反(淫行させる行為)の疑いで釧路署に逮捕され、11月に執行猶予付きの有罪判決を受けた。

男性教諭は、女子生徒が所属する部活動の顧問を務めた経験があり、好意を抱いていたという。 道教委は、懲戒免職にした教職員の氏名を公表しているが、この教諭については被害者の精神的 苦痛やプライバシー保護を理由に非公表とした。

5 教科書採択情報 提供依頼か…東京書籍社員、元校長らに 1208y

●教科書会社最大手の「東京書籍」(東京)の営業担当社員が、小中高校の元校長や大学教員らに、教 科書採択に関わる情報提供を依頼した疑いがあることがわかった。同社は元校長らに「教育課題ア ドバイザー」を委託していたが、採択の公正性に疑義が生じ、内規に抵触する恐れがあるとして制 度を廃止した。

東京書籍によると、アドバイザーは全国の元校長や大学教員ら約400人。報酬は年間15万円で、教科書や教材の改善に関する助言を受けていた。教科書採択に関与しないことを前提としていたが、採択の前に一部の営業担当社員がアドバイザーに採択の経過を問い合わせた、との情報が9月末に寄せられたという。

東京書籍は内部調査を行ったが事実関係を特定できず、11月30日の臨時取締役会で制度の廃止を決定。12月3日、弁護士らで作る特別調査委員会を設置した。

同社は7日、文部科学省に報告し、ホームページに「公教育に携わる企業として深く反省し、実 態解明とガバナンス強化に努めます」とのコメントを掲載した。

| 6 | 修学旅行で校長が 1 泊 13 万円のスイート宿泊 | 教委「上乗せない」 | |

1208a

●大分市は7日、市立小中学校6校の修学旅行で、引率した校長が宿泊先の大分県内のホテルでロイヤ ルスイートルームに宿泊していたことを明らかにした。通常の室料は税込み1泊13万2千円だが、市教

委は旅行会社に確認したとして「旅行代金に 13 万円が上乗せされているわけではない」と説明している。

同日の市議会一般質問でスカルリーパー・エイジ市議(53)が質問した。市議によると、市立小学校で11月末にあった修学旅行の「しおり」に記された宿泊先の図面と部屋割りに、校長の部屋が「ロイヤルスイートルーム」とあるのを見た保護者から「税金が使われているのではないか」といった疑問が出たという。

ホテルによると、この部屋は168平方メートルあり、ジェットバスなどが備えられている。市教 委とホテルによると、部屋割りは学校側の「子どもと教員を同じフロアに、校長の部屋はミーティング のため広めにしてほしい」といった要望に沿ってホテル側が決めており、スイートルーム宿泊は学校側の要望 ではないという。料金についてホテルは、学校側が示す規定額に収まるようにしていると話した。

エイジ市議は一般質問で「このような高級な部屋に泊まるのは一般的に考えられない。職務である引率で、このような宿泊は正しいのか疑問だ」と指摘。末松広之教育部長は「校長を含む教職員と児童が支払った金額は同額。児童および保護者に疑念を抱かせてしまい申し訳ない。校長会などで綱紀粛正が図られるよう指導する」と答弁した。

エイジ市議は「保護者や市民の感情からすると、おかしいと感じるはずだ。子どもたちも校長先生が13万円の高級な部屋に泊まったことを知っており、教育上どうなのかと思う」と話した。

7 「2年前の対応で女子生徒救えた」 旭川中2死亡で今津市長 1208H

●旭川市の今津寛介市長は7日の市議会一般質問で、死亡した中学2年の広瀬爽彩(さあや)さん= 当時(14)=へのいじめが疑われる問題を巡る西川将人前市長の対応について「2019年9月 に月刊誌の記事となった際、女子生徒や保護者に寄り添った対応が行われていれば、教えた命だっ た」との認識を示した。

19年9月の月刊誌は他の生徒とトラブルになった広瀬さんが同市内の川に入り、「自殺未遂」をしたと報じた。市長は当時の西川氏の対応について「市教委に詳細な説明や資料を求め、いじめの疑いがある重大事態として対処する必要があった」と改めて指摘した。

黒蕨真一教育長は市教委の第三者委員会によるいじめの有無などに関する調査について、「いじめの認知に関わる一部でも先行して結果をまとめ、遺族や市民に報告を行うことが重要」と表明。「適正かつ迅速な調査に取り組む」と強調した。白鳥秀樹氏(民主・市民連合)への答弁。

一方、いじめ防止策に関し、今津市長は先進的な取り組みを行っている大阪府寝屋川市を今月中に訪問すると表明。関連条例の制定や組織体制の構築を23年度中に実施することを目指して検討を進める考えを明らかにした。高橋英俊氏(自民党・市民会議)への答弁。

8 いじめ調査結果「来年2月までに報告を」母ら市長に申し入れ 旭川中2死亡 1210H

● 【旭川】旭川市内で3月に凍死体で見つかった中学2年の広瀬爽彩(さあや)さん=当時(14) =がいじめを受けた疑いがある問題で、広瀬さんの母親と代理人弁護士は9日、広瀬さんが行方不 明となってから1年となる来年2月13日までに、市教委の第三者委員会がいじめの有無の調査結 果を報告するよう、今津寛介市長と黒蕨真一教育長に申し入れた。

申し入れ書では、5月に調査を始めた第三者委に年内の結果報告を求めてきたとし、「関係者の記憶の減退などで真相解明が困難になりつつある」と懸念を表明。広瀬さんが行方不明になる前に「いじめで自殺未遂をした」と周囲に打ち明けているとした上で、第三者委が調査する4項目のうち「いじめの有無に関する部分だけでも、来年2月13日か遅くとも本年度内に示すことを強く希望する」と訴えた。

申し入れの後の取材で今津市長と黒蕨教育長は「重く受け止め、第三者委に直ちに要請する」と コメント。代理人の石田達也弁護士は「繰り返しいじめを訴えていた爽彩さんと遺族の声に答え て、一刻も早く一つでも多くの真実を明らかにしてほしい」と述べた。

第三者委はほかに《1》死亡に至った過程《2》学校と市教委の対応《3》再発防止策一を調査している。

9 小1いじめで第三者委 稚内市教委、近く設置へ

1209H

●【稚内】宗谷管内の小学校で1年の男子児童がいじめを受けて、不登校になり転校した問題を巡り、稚内市の工藤広市長は8日、定例市議会本会議で、この学校が稚内市の小学校であると説明し、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態として第三者委員会を設置して調査する方針を明らかにした。

市教委によると、第三者委員会は教育や法律、心理などの専門家らで構成し、近く第1回会合を 開く予定。

男子児童の親は、児童が、同級生から顔を殴られるなど数件の行為についてもいじめと指摘しているが、学校が認定したのはうち1件のみで、第三者委員会が調査する。

学校によると、認定したいじめは5月31日に発生。児童が昼休みに屋外で同級生2人と遊んでいた際、トラブルになり、同級生の1人から腹部を殴られた。校舎の玄関で腹部の痛みから横になっていたところ、別の同級生3人から足を蹴られるなどした。

児童が教科書に「死ぬ」と書き込んだのを担任教諭が見つけ、親に連絡してきたこともあったという。児童は7月に不登校になり、親は「学校の対応が十分でなかった」として、9月に転校させた。

学校側は11月8日、保護者向けに集会を開き、一連の経緯を報告。市教委は同17日、重大事態と認定していた。

9 ●<新型コロナウイルス関連記事>

1 コロナワクチン、5~11歳接種「努力義務」賛否…厚労省分科会

1206y

● 「流行備える必要」/「副反応 見極め優先」

新型コロナウイルスワクチンを公費負担で接種する臨時接種について、対象を5~11歳に広げる 議論が厚生労働省で始まっている。子どもは感染リスク以外に、接種の意思確認、心の成長への影響などに配慮が必要で、専門家の意見が分かれている。

◆軽症多く

「(新型コロナワクチンを) 打てるチャンスは認めるべきだ」「全 ての人に積極的にワクチンを勧めるのは慎重にした方がいい」

11月15日、厚労省の分科会で5~11歳接種の議論が始まると、小児医療、感染症、自治体などの専門家委員から様々な意見が出た。

5~11歳のワクチンは、米ファイザーが承認申請中だ。臨床試験では、〈1〉大人の3分の1の有効成分量で大人と同等の中和抗体ができる〈2〉発症予防効果が90・7%〈3〉副反応は大人と大差がない――などの良好な結果が出ている。厚労省は、接種開始は早ければ来年2月とし、自治体に準備するよう連絡している。

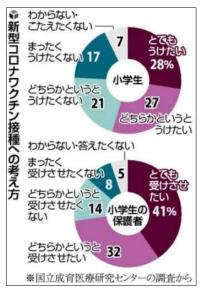
対象年齢の拡大については、大筋で異論がない。大きな論点は、 現在の臨時接種で妊婦以外に課された接種の「努力義務」を5~11歳 に適用するかどうかだ。

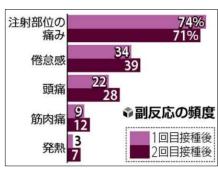
新型コロナで11月末までに国内で死亡した約1万8000 人のうち、10歳代は3人、10歳未満は0人で、子どもは軽 症者が多い。

ただ流行が広がれば、重症者は増える。米国では10月までの集計で5~11歳の約8300人が新型コロナで入院し、146人が死亡した。米国やイスラエルは接種を5歳以上とし、欧州各国も検討を進める。

努力義務にすれば、感染リスクや接種の必要性を伝えやす

い。分科会メンバーの中野貴司・川崎医科大教授は「大きな流行が起きれば、子どもでも油断でき





ない。学校生活が制限され、学びや成長に影響する」と話し、全員に公平に接種機会を与えるよう 求める。

◆オミクロン影響

心配なのは予期しない副反応だ。ファイザー製の臨床試験には2000人以上が参加したが、心

筋炎などのまれな副反応は把握しきれていない可能性がある。 努力義務にすれば、接種を望まない子どもが周囲から接種を 求められるなどの問題も起きかねな

い。森内浩幸・長崎大教授は「健康な子どもの接種は、先行国 のデータが集まってから個別に判断しても遅くない」と話し、 努力義務の適用には慎重な立場だ。

で、1~2日続く

全員を接種勧奨の対象とするかも議論がある。 12歳以上は勧奨の対象で、接種券が全員に配られる。 $5\sim11$ 歳は勧奨から外して接種券を配らず、新型コロナに感染すると重症化しやすい病気などの子どもに接種を呼びかける方式も一案だ。

新たに出現した変異株「オミクロン株」も議論を不透明にしている。大人同様、国内での流行状況や子どもへの感染力、重症度、既存ワクチンの有効性を含めた判断が必要だ。この世代への流行を防ぐには早い対応が望まれるが、接種体制の議論を深め、体制の決定後に国民にわかりやすく説明することも大事だ。

浜田篤郎・東京医科大特任教授は「日本と海外では全体の接種率や新規の感染者数、子どもの医療環境などに違いがあり、日本と海外を同等に論じることは難しい。どこまで積極的に勧めるかを科学的に議論し、日本独自の接種方針を定めることが重要だ」と話す。

◆児童「受けたい」半数…成育医療研調査

15歳以下の子どもの接種には保護者の同意が必要だ。子どもは感染しても重症化したケースは 少ないだけに、本人や保護者が接種するかどうかの判断に迷うケースも多いとみられる。

国立成育医療研究センター(東京)が9月に実施した調査でも、意見は分かれた。回答した小学 生872人のうち、「子どもの接種が認められたら、すぐに受けたい」と答えた小学生は約半数で、「コロナがは やく終わってほしい」 (小1女)、「ほかの人にうつしたくない」 (小3男) などの理由が挙がった。

一方、「熱が出るのがこわい」(小3女)、「すぐになおるから」(同)などとして、約4割が「受けたくない」と答えた。

保護者では約7割が子どもへの接種を希望したが「重症化の可能性が低く、副反応のデメリット の方が大きい気がする」など悩む声も寄せられた。

調査を担当した同センターの半谷まゆみ共同研究員は「どんな気持ちも尊重されることが大事。 子どもの年齢や発達段階に応じて、分かりやすい形でメリットとデメリットを伝えることが大切だ」と話す。

ワクチンを巡る誤解は、子どもたちの間で、差別や偏見につながる恐れが指摘されている。国や 医療機関が、本人や保護者に接種について、丁寧に説明する体制が求められている。

厚生労働省は、「個々の意向が必ずしも尊重されない」などとして、学校での集団接種は推奨していない。子どものワクチン接種に詳しい、かたおか小児科クリニック(川崎市)の片岡正院長は、「受験やスポーツ大会といった大事な行事を控えている、重症化リスクのある家族がいるなど、個々に事情は異なる。きめ細かに対応するには、かかりつけ医による接種が望ましい」と話している。

2 子どもの接種、揺れる親 5~11歳、長期的影響は? 1211H

●来年2月にも始まる可能性がある5~11歳の新型コロナウイルスワクチン接種で、対象となる子 どもがいる保護者の気持ちが揺れている。先行する米国などと比べ、日本国内では子どもの重症化 はまれで、死亡例もない。「副反応や長期的な影響の方が心配」との声は少なくないが、新たな変異 株「オミクロン株」の拡大が懸念される中、深まる悩みをどうサポートするかが課題になる。 「打たせないでいいかなと考えていたけど…」。東京都台東区の主婦(37)は、幼稚園児の長女(5)への接種をためらっている。自身が1回目の接種後に原因不明の胸の痛みに襲われ、長女にも予期せぬ副反応が出るのではないかと心配しているからだ。ただ、オミクロン株で状況が変わったと感じる。「感染が拡大すれば『子どもも接種すべきだ』という空気が強まりそう。後ろ向きな姿勢が批判されることも怖い」と話した。

「10年後、20年後にどんな影響が出るか分からない」との理由で慎重になる保護者も多い。 来春、小学校に入学する京都市の男児(6)の父親(35)は「できれば親からリスクを説明し、 子どもの選択を尊重したいが、どこまで理解できるだろうか」と苦悩する。

文部科学省によると、昨年6月~今年11月末に新型コロナに感染した幼稚園児や小中高校生などは計約8万7800人で、重症者の報告はほぼなかった。このため5~11歳の接種の在り方を協議する厚生労働省の専門家会議では、「接種の権利を担保すべきだ」という意見と、積極的な推奨に慎重な意見とが交錯している。

国立成育医療研究センターが子どもや保護者に実施したアンケートでは、小学生の55%がワクチン接種を「とても受けたい」「どちらかというと受けたい」と回答した。受けたくないとの答えは38%で、「分からない・答えたくない」を選ぶ児童もおり、考え方はさまざまだ。

5~11歳への接種を国が承認しても、学校での集団接種は行われない。だが教員らは「児童から相談を受けた場合にどう対応すべきか」と気をもむ。大阪市立大国小の岡田治美校長は「全ての児童と家族が納得して選択できるように、国は十分な情報発信をしてほしい」と注文を付けた。

接種を巡る差別を防ぐことも課題だ。文科省は11月、学校向けの衛生管理マニュアルに、接種の有無で教育活動に差を設けることは想定していないと明記した。担当者は「子どもの分断につながらないよう対策を徹底する」としている。

3 コロナ禍の運動会、小学生は考えた 中小路徹 1211a

●体育授業をどうするか。昨年来の新型コロナ禍で学校の先生は悩ましいだろう。

「児童が同じ物を使うことにはかなり気を使ってきました」。そう話すのは、東京都千代田区立昌 平小で2年生の担任を持つ平石新教諭(33)だ。

マット、鉄棒といった器械運動は控え、互いに接触しない陸上競技などがメインになる。「低学年はふれ合いたい欲求があり、体育では図らずも近づいて、すごく楽しそうにする。『離れて』と注意するのが心苦しい」

そんな中、昌平小では禍(わざわい)を福に転じ、新しい運動会の形につながった。

平石教諭は昨年、運動会改革を校内で提案した。かねて、教員が実施内容を決めるやり方でいいのか、疑問を持っていた。「運動をする、みるだけでなく、運動という文化を受け継ぎ、子どもたちが主体的に考えて発展させていく能力を引き出すのも、体育授業の一環と考えたのです」

教員同士で話し合い、今年9月の運動会は学年ごとに児童が意見を出し、取り組むスポーツを決めた。高学年は司会進行や保護者向けのネット中継も担った。「**今年は自分たちで作り上げるんだ**よ、と伝えると、子どもたちは身を乗り出してきました」

平石教諭の2年生は、「ばちばちボール入れなげゲーム」を考えた。バレーボールに似た対戦型で、丸めた新聞紙をネットの上から互いのコート内に投げ入れ、相手が取れなかったら得点になる。

ルールは授業で試して仕上げた。ネット際にボールを強く落とすプレーが頻出し、防ぎようがないという声が出た。「ネットを高くしたら」「高いと投げられない」と進み、高くしてみると、がむしゃらに投げるのではなく、空いている場を狙うプレーが増え、面白みが増した。思い切り投げられるようコートを広げること、ボールの重さは新聞紙5枚にすることも、試行錯誤の末に決まった。

なぜ、この運動会改革で禍が福と転じたのか。「体育授業は運動量の確保が優先されてきました。 そんな中、感染リスクから体育を避けたいという空気もあり、教室での話し合いに時間を費やせた 面があります」 <u>体を動かすだけではなく、そのおもしろさの創出に子どもたちが参画する。体育で大事にしたい</u> 発想だと思う。

10 ●<その他>

1 道中 教育課程に関する調査研究 9割が主体的学び重点 ポストコロナ見据え大幅改革 1202DT

●道中学校長会(三浦利章会長)は、令和3年度教育課程に関する『調査研究報告書』をまとめた。 本年度全面実施となった新学習指導要領に関する取組状況や課題を把握するとともに、新たに新型 コロナウイルス感染症への対応について調査。学習指導要領実施の際の重点的な取組として、93・3% の学校が「主体的・対話的で深い学び」を挙げた。道中では「ポストコロナ時代を見据えた教育課 程全体の大幅な改革も少なくない」としている。

調査は、学習指導要領の実施について、道内各中学校の取組状況を把握し、課題を明らかにするとともに、各学校の実践を進める上での資料とするもの。

隔年で実施しており、今回は①教育課程②特別支援教育③小中連携、小中一貫教育④コミュニティ・スクール―の4項目に、⑤コロナ感染症への対応を新たに加えた。

調査対象は全道の中学校566校で、回答率100%。ことし5月から7月にかけて調査した。 教育課程に関する調査のうち、学習指導要領実施の際の重点的な取組については、「主体的・対話 的で深い学び」が93・3%と最も多く、「理解を深める研修」が72・6%、「カリキュラム・マ ネジメント」が59・9%などと続いた。一方で、前回調査で85・6%と2番目に高かった「特 別の教科 道徳」と答えた割合は40・5%にとどまった。道中では、各校において「しっかりと 準備できた」結果とみている。

新型コロナウイルス感染症への対応についてみると、休業中の学習支援(記述回答)は、「1人1台配備された ICT 機器等を活用した支援」を行った学校が207校と最も多く、そのための「準備中」との回答も92校にのぼった。

一方、従来どおりプリントによる学習課題を提供したのは61校。ICT機器の活用とプリント課題の両方を行っている学校も多かった。また、感染症対策を施し、長期休業中などに対面で学習会を実施すると回答した学校も23校あった。

評定・テストについては、各学期に1回定期テストと評定を行う学校が39・2%。2期制を採っており、評定・テスト各2回が22・4%。定期テストを実施しない、または廃止を検討中が3・0%あり、定期テストによらない様々な方法で評価・評定している学校もみられた。

行事については開催方法を工夫した記述回答も多く、道中では「多くの学校が何とか工夫しなが ら実施する方向で考えていることがうかがえる」と分析。

また、「ポストコロナ時代を見据えて、教育課程全体の大幅な改革を行った学校も少なくないと思われる。今が改革を行う絶好の機会であることは間違いない」と総括している。

調査結果の概要はつぎのとおり。

▼教育課程

新学習指導要領実施の際の重点的な取組(複数回答)として第1に挙がったのは「主体的・対話的で深い学び」(93・3%)で、「理解を深める研修」(72・6%)、「カリキュラム・マネジメント」(59・9%)と続く。

前回2番目に高い割合だった「特別の教科 道徳」は40・5%で大きく順位を下げ、道中では「しっかりと準備ができた結果」と分析している。

各教科の領域の進め方(複数回答)は、「指導計画、指導内容の充実」が78・3%、「学習評価の充実」が73・9%など。前回一番割合が低かった「学習評価の充実」が2番目に高い割合となった。

「主体的・対話的で深い学び」を実施する上での課題」(複数回答) も、前回3番目だった「適切な学習評価」が72・3%で最も多く、道中は「指導方法がある程度確立できてきたため学習評価へ移行した」と分析している。

新学習指導要領実施に向けた課題(記述回答)は、「学習状況の適切な評価・評定」を挙げた学校が139校で最も多く、「主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善」が77校で2番目。また、「順調に実施できている」「特に課題はない」等の記述も見られた。

▼特別支援教育

通常学級の生徒の指導で困難を感じていること(複数回答)は、「指導体制」(55・7%)が「指導方法」(36・7%)を上回り最多。道中では「支援員を含む人手の問題も含めて、学級担任や学年任せにしない校内体制をいかに構築するかが課題」と分析している。

通常学級の生徒の指導における困難を解決するための方法(複数回答)についても、「教職員の協力体制の強化」(58・0%)が最も多く、「外部人材の配置」(42・6%)、「専門性のある教員の増員」(41・9%)、「担任の指導力の向上」(同)と続く。

通常学級の生徒の個別の教育支援計画・指導計画については、「作成・または一部作成」している 学校が増えているが「作成していない」学校がどちらも13・3%にのぼっており、道中は「生徒 個々の実態を的確に把握し、きめの細かい指導を行っていくためには、個別の教育支援計画・指導 計画を作成していくことが望まれる」としている。

▼小中連携、小中一貫教育

「連携を実施」が前回の69・0%から49・6%に減少。「一貫を実施」が15・2%から37・5%と倍以上に増加した。「実施していない」は12・4%で微減。道中は「昨今、小中連携から小中一貫した教育への転換がうたわれている結果で、今後もこの現象が続くであろう」と分析している。

▼コミュニティ・スクール

3月31日現在で導入している学校が $64\cdot1\%$ 、導入していない学校が $35\cdot9\%$ 。導入が2 倍以上に増えた。

地域で実施率が高かったのは上川、渡島、日高と函館市で100%。次いで、オホーツク98%、留萌91%、檜山90%など。逆に札幌市は実施率0%、小樽市25%、釧路市27%と低かった。 導入における成果(複数回答)は、「地域との情報共有」が80・2%、「組織的な地域連携」が

49・3%、「地域が協力的になった」が39・7%など。

導入における課題(複数回答)は「業務負担の増加」が47・4%、「運営協議会の成果が不明瞭」が39・7%など。道中は「運営協議会のもち方や在り方が大きな課題」「働き方改革の流れの中で、いかに教職員の負担増にならずに進めていけるかが今後の大きな課題」としている。

2 第73回全連小研究協議会 危機管理などテーマに実践報告 1203NG

●全国連合小学校校長会(大字弘一郎会長)の第73回研究協議会石川大会は、新型コロナウイルスの 感染の影響で、誌上発表大会として実施された。 大会要録によると、大会主題と副題は「自ら未来 を拓き ともに生きる豊かな社会を創る 日本人の育成を目指す小学校教育の推進~ふるさとを愛 し 主体的・協働的に学び 豊かな未来社会を創る子どもの育成~」。全体会として全連小本部報告 が掲載されたほか、子供たちを持続可能な豊かな社会のつくり手として育成することなどを目指し 「『生きる力』の育成を目指した創意工夫ある教育課程の編成・実施・評価・改善」など10項目の 目標を挙げた大会「宣盲」文も載せた。

大字会長が寄せたあいさつ文では、新型コロナの感染拡大による学校現場の混乱に触れ「どんな 困難があっても思考停止にならず、本当に大切なことは何かを考え、どうすれば実現できるのか知 恵をしばり、周囲を巻き込みながら前に進む校長でありたい」と決意を表明。全面実施2年目を迎 えた新学習指導要領の前文を引用しながら現在「子供たち一人ひとりが自らの能力や可能性を信じ、 学習したことを生活や社会の中で課題解決に生かすことのできる力」が求められていることを訴えた。

また、末松信介文科相の祝辞では「生きる力」の理念の具体化など学習指導要領の目指すべき方向性などに言及。「G1GAスクール構想」や「35人学級」など、現在進められている施策に触れな

がら「コロナ禍においても子供たちの学びを止めることがないよう、感染症対策と学びの保障のための取り組みを一層しっかりと進めてまいります」と宣言した。

◆展望を持ったビジョン提示を

分科会は①学校経営②教育課程③指導・育成④危機管理⑤教育課題-の五つの視点で分類した 13 分科会が実施された。

「学校経営」の分野では、3分科会が行われた。そのうち「経営ビジョン」をテーマにした第1 分科会では「これからの子供たちに求められる資質・能力の育成について、教職員、保護者、地域 住民の共通理解と連携・協働を促進しながら、学校の責任者として展望を持ったビジョンを示さな ければならない」と指摘。「校長は教職員の学校経営参画意識を高め、理念や取り組みの共有を図り ながら、明確な方向づけを行って活力ある学校経営を進めていくことが求められている」と提言した。

研究発表は2校が行い、鹿児島市立桜丘東小学校の脇坂郁文校長から「進取の気風や積極性にあ ふれた活力ある学校づくり」を目指した同校の取り組みが報告された。

具体的には①グランドデザインの改善②校内研修の改善③校務分掌編成上の工夫④校時表の工夫 ⑤保護者・地域対応の改善ーを行ったことを紹介。「今まで無意識に行っていたことが意識化され、 教職員の行動や考え、地域からの意見に教職員の変容が見えてきている」などと、取り組みの効果 に対する感想を掲載した。

この他、岐阜県多治見市立共栄小学校の鈴木恭三校長からは、「なりたい自分」をキーワードにした自己け定感向上に関する市内6校の取り組みについての報告も行われた。

「教育課程」の分野では、3分科会が行われた。「知性・創造性を育むカリキュラムーマネジメント」をテーマにした第4分科会では「授業で教える場面と、子供たちに思考、判断、表現させる場面を効果的にデザインし、関連させながら指導していくこと」や「多様な表現を通じて、教師と子どもや子ども同士が対話し、それによって思考を広げ深めていくこと」が求められているとし、子供が身に付ける資質、能力を明確にすることや、学習指導の工夫などに協働して取り組むことの必要性などを訴えた。

研究発表では、三重県伊賀市立壬生野小学校の松田久司校長が「コロナ禍におけるカリキュラム・マネジメント (CM) について報告した。

松田校長は、校長会や授業、行事の対応、リモート授業の様子などを紹介。感染症対策と教育課程の変更などのリスクマネジメントや、年間の指導計画見直しの中から、教科横断的な視点を持った教育課程編成の重要性を指摘し「コロナ禍で、校長会の重要性が認識され、CMの大切さが、より鮮明に認識された」などと報告した。

また、埼玉県上尾市立鴨川小学校の井浦博史校長からは、プログラミング的思考を軸とした情報活用能力を育むための実践的研究として、総合的な学習の時間の特色を生かした、教科等横断的なマネジメントについて報告が行われた。

◆ミドルリーダーが組織の要に

「指導・育成」の分野では、2分科会が行われた。リーダー育成をテーマに行われた第8分科会では「ミドルリーダー」が「学校組織の要になる」とし、校長として副校長、教頭らとの共通理解を得ながら人材育成を計肉的に進めるとともに、キャリアステージに即した資質、能力などを高めさせることの重要性を指摘した。

また、管理職には新たな教育の方向性を示す態度と能力、課題に柔軟かつ迅速、適切に対応するための豊かな人間性が必要として、計画的育成と魅力的な管理職像の提示を提言した。

研究発表では、堺市立西百舌鳥小学校の丹後靖史校長が「校長のリーダーシップのあり方」に関する発表を行った。

丹後校長は①方向性②場の設定③進捗の把握④評価と改善―をリーダーシップを取る際に効果的な四つの視点として提示。この視点に基づく「学校の運営方針を示し、働き方改革に結び付けた取り組み」や「ユニバーサルデザイン活用」などの具体的な実践を紹介した。また「一定の見通しと

到達目標」「教職員全体の進捗状況把握」「責任の明確化」なども必要とし「どのような学校改革も 一人でできるものではない」として、人材育成の重要性を強調した。

「危機管理」の分野では、2分科会が行われた。「危機対応」をテーマに実施された第10分科会では「いじめや不登校等はどの子供たちにも、どの学校にも起こり得るとの危機意識に立つ必要がある」と指摘。その上で、予防的取り組みと共に「教職員間で情報を共有しながら、組織的に対応することが必要」と訴え、関係機関との連携やコミュニティースクール制度の活用などを求めた。

研究発表では、東京都新宿区立東戸山小学校の江原敦史校長から「いじめへの適切な対応の工夫」と題した報告が行われた。

同区では、いじめ問題に対応するため①未然防止②早期発見③早期対応④対応力の向上ーの四つの視点を元にした実践を、区内の地区ごとに分担して実施。成果を挙げた取り組みについて共有を行ったという。

具体的には、コロナ禍での感染児童への差別対策や、アンケートによるいじめの早期発見の取り組み事例、対応組織の活性化、教員の対応力向上の実践も紹介した。その上で、未然防止には「いじめを絶対に許さない」という強いメッセージの必要性や、校内組織を活用した早期発見の取り組みの重要性なども指摘した。

「教育課題」の分野では、3分科会から報告があった。「社会形成能力」をテーマにした第11分科会では「子供たちが、集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、さまざまな集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり意識決定したりすることができるようにする必要がある」と提言。発達段階に応じたキャリア教育の必要性に触れ「地域に愛着を持ち、将来の夢や目標を確立し、希望をもって社会の一員として歩み始めることができるような教育活動の推進」などを求めた。

研究発表では、徳島市立加茂名南小学校の奥村兆男校長から、徳島県名東郡の小学校長会による、社会形成能力向上に向けた取り組みが紹介された。この中で、地元企業や自治体、関連団体と協力した実践が具体的に報告され、奥村校長は「地域の中で、学校、地域、家庭が一体となって取り組んでいく体制づくりを推進していくことで『郷土愛』や『地域への誇り』が育まれていくことが明らかになった」などと報告した。

3 コロナ下での情報発信やコミュニティスクール活用した防災教育などを実践報告 1206n

- ●全国連合小学校長会研究協議会 上:全国連合小学校長会(会長=大字弘一郎)は、10月に開催を予定していた研究協議会石川大会(大会実行委員長=永田靖人)を誌上開催に改め、このほど大会要録をまとめた。誌上発表となった研究・実践報告の内容を上下2回で紹介する。新型コロナ禍の中で、これからの教育活動の在り方を模索する姿が複数の発表で描かれている。
- ◆コロナ下の学校評価充実策 学習成果など動画配信く福島・郡山市>

石井研也・福島県郡山市立高瀬小学校校長は、「学校経営の組織的かつ継続的な改善に向けた学校 評価の在り方」をテーマに、コロナ禍により保護者や地域住民と触れ合うことができない中での市 内各校の学校評価の充実策などを発表した。

学校評価の評価項目の現状や工夫について同市立小学校・義務教育学校(前期課程)の51校に調査をしたところ、コロナ禍を受けて評価項目を変更したのは42%。学校でのコロナ対応や教育課程の変更、情報発信などに関わる項目が多かった。

A小学校では、保護者や地域住民と対面で接することができない中で、適切な評価ができるように情報発信に力を注いだ。

具体的には、

- ・各家庭への連絡メールの登録率が100%であるため速報性が必要な情報は随時発信してハイパーリンクも設定する
- ・学校行事の様子や子どもの学習の成果を撮影して YouTube で配信する

- ・職員の持ち回りで学校ホームページの情報を頻繁に更新する
- ・学校便りや学年便りに QR コードを付け活動の様子が分かる写真にアクセスできるようにする
- 一といった取り組みを重ねた。学校便りなどの文書は、回覧板で地域住民も見られるようにしている。 B小学校は、C中学校と小中連携一貫教育を進め、コミュニティ・スクールになることが決まっていたが、 コロナ禍により PTA に説明する機会がなかなか持てず、地域との連携体制の強化も課題であった。

そこで、学校評議員会を小中合同で行い、関係者の関係づくりを進めるとともに、評価項目も話し合って設定した。評価結果については、公表時に説明資料を作成し、成果と課題を明示した。

保護者や地域住民への積極的なアプローチの成果について石井校長は、対面で接することができなくても情報を丁寧に伝えることで、学校への信頼が増したことや教育活動への理解が深まり連携・協力の基盤づくりにつながったことなどを挙げている。

コロナ禍の中での情報発信は他の発表でもさまざまな工夫がまとめられている。例えば、学習発表会の様子を録画して、DVDを配布・回覧した学校もあった。

◆コミュニティ校の仕組み生かし防災教育 「ディレクター」が地域とつなぐく静岡・富士市>

望月秀一・静岡県富士市立須津小学校校長は、「地域愛や地域に貢献する力を育むキャリア教育を推進する校長の役割」と題して、コミュニティ・スクール(CS)を生かした市内各校の教育活動をまとめた。

同市は CS に力を注いでおり、本年度までに 4 3 小・中学校のうち 2 1 校が市から指定を受けている。各校では学校運営協議会の意向を受けて、学校と地域をつなぐ役目の「CS ディレクター」が活動。学校が選出し、市が委嘱する。勤務時間は年 4 8 0 時間以内で報酬もある。

D小学校ではCSのシステムやCSディレクターを生かして防災教育を充実させてきた。

D小学校は、南に駿河湾、西側に富士川があり、南海トラフ地震による被害が予想される場所にある。以前から全校で防災教育に取り組んでおり、意識も高い。

昨年度、5年生は総合的な学習の時間のテーマを「自然災害から命を守る」とし、地域連携を視野に入れることに。

前半は地震などの自然の恐ろしさや被害の大きさなどを学び、日本は災害が多いことを理解した他、 9月には県の地震防災センターを訪れ、起震車体験をしたり、災害への備えの重要性などを学んだりした。

地域との連携では同市防災危機管理課の協力を仰いで2日間の出前講座を受け、災害に関わる地域の状況やリスク、家庭内での事前対策などに触れた。その後、講座で学んだ危険箇所を確認。地域の自主防災担当者とも会い、東日本大震災後の活動などを聞いた。こうした連絡・調整はCSディレクターが担った。CSディレクターの働き掛けで、地域の関係機関を巻き込んでの防災体験教室も開いた。避難者の立場になり、避難所運営を体験し1年間の学習成果を生かす方法を考えた。

他の学校の事例としては、

- ・学校運営協議会が「地域の声を聞く会」を開き、キャリア教育をテーマに子どもたちに必要な資質・能力やそれぞれにできる連携・協働の在り方を議論する
- ・学校と地域の運動会を共催形式の「地区大運動会」に変え、子どもと地域住民の触れ合いの機会にする 一ものなどを挙げた。